



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	司法による生存権の保障及び権利促進の可能性（7）：日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に
Author(s)	鄭, 明政; Cheng, Ming-Cheng
Citation	北大法学論集, 76(1-2), 315-362
Issue Date	2025-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95796
Type	departmental bulletin paper
File Information	08_Cheng_lawreview_76_1_2.pdf



司法による生存権の保障及び 権利促進の可能性（7）

—— 日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に ——

鄭 明 政

目 次

はじめに 本稿の目的と構成

第1章 日本、アメリカ及び台湾の憲法学における生存権研究の到達
点と課題

第1節 日本——柔軟な権利観と極端な司法消極

1. 多義的な権利概念
2. 権利主体性の回復
3. 無干渉の違憲審査基準 (以上、63巻3号)

第2節 アメリカ——権利・義務の二分化と憲法解釈の限界

1. 権利・義務の二分化
2. 福祉給付の手続的保障
3. 司法審査の民主的正当性及び生存権の促進 (以上、63巻6号)
4. 平等保護と福祉権

第3節 台湾——基本権・基本国策の二重規範と違憲審査基準の模
索

1. 生存権保障の「二重の規範」
2. 社会給付の憲法的基礎
3. 違憲審査基準の模索

総括

第2章 社会給付と生存権に関する憲法理論

第1節 生存権概念の形成と実体化

1. 権利概念の形成

2. 生存権の実体法化

第2節 日米台における制度の発展

1. 日本における発展 (以上、64巻1号)

2. アメリカにおける発展

3. 台湾における発展

第3節 社会給付と生存権の憲法理論

1. 社会給付における連帯と配分の理念

2. 日本における生存権学説の再検討 (以上、64巻2号)

3. 台湾における社会給付の憲法構成

4. 憲法規範に基づいた権力の統制 (以上、64巻3号)

第3章 生存権に関する判例及び違憲審査基準

第1節 日本における生存権訴訟の類型化

1. 自由権性質の法的効果を争う場合

2. 行政処分の方憲性を争う場合

3. 法律内容の方憲性を争う場合

4. 生存権に関する立法不作為の方憲性を争う場合

5. 小括

第2節 アメリカにおける福祉受給権訴訟

1. 違憲条件付加の禁止

2. 平等保護原則 (以上、75巻3・4号)

3. デュー・プロセスの展開

4. 日米違憲審査基準の検討

5. 小括 (以上、本号)

第4章 司法による生存権の保障及び権利促進の可能性

おわりに

第3章 生存権に関する判例及び違憲審査基準

第2節 アメリカにおける福祉受給権訴訟

3. デュー・プロセスの展開

アメリカ合衆国憲法には、生存権を保障した条文は存在しない。もともと「権利」ではなく「特権」であるとされていた政府の福祉給付は、打切りなどの行政処分がなされたときにも、合衆国憲法修正第14条の

デュー・プロセス（適正手続）条項¹を適用していなかったと考えられる²。しかしながら、1970年代に特権論が崩壊するにしたがって、合衆国裁判所は、「従来は特権と見なされていた政府からの給付にまで、デュー・プロセス条項の適用を拡大していった」³。これは、生存権保障に対して非常に意味があるといえる。しかし、福祉受給権が修正14条における「自由」や「財産」に該当するのか、その保障の効果および適用の問題について、裁判所はどのように判断しているのかを以下に検討する。

(1) *Goldberg v. Kelly* (1970)⁴——生活扶助の中止に先立つ聴聞手続

本件は、アメリカ合衆国における公的扶助の給付打ち切りに際して、受給者に対してどのような手続的保障が求められるか、すなわち、憲法修正第14条の「デュー・プロセス（適正手続）」条項の下において、事前の聴聞が必要か否かという点が争点となった重要な事件である。具体的には、ニューヨーク州政府およびニューヨーク市当局が、生活保護制度である「被扶養児童家庭援助（Aid to Families with Dependent Children, AFDC）」および「ニューヨーク州一般家庭救助プログラム

¹ デュー・プロセス（Due Process）＝適正手続は、個人の権利と自由を保護するために法的手続の公正さを保障する概念である。アメリカ合衆国憲法では、「何人も、法のデュー・プロセスによらずして生命、自由もしくは財産を剥奪されない」という第5修正条項および、「いかなる州も、人から法のデュー・プロセスによらずして生命、自由もしくは財産を剥奪してはならない」という第14修正第1項を「デュー・プロセス条項」（Due Process Clause）という。デュー・プロセスの保障（due process guarantee）は、アメリカの実務上、「手続的デュー・プロセス」（procedural due process）と「実質的デュー・プロセス」（substantive due process）に分けられる。前者は「生命、自由、財産」が制限または剥奪されるときにどのような手続が妥当するかという問題であり、後者は裁判所が「公平」を保つために、法律の内容をいかに審査すべきか、という問題である。

² 君塚正臣編『比較憲法』（ミネルヴァ書房・2021年）272頁参照〔森脇淳史執筆〕。

³ 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（三）」民商法雑誌79巻2号（1978年）245頁。

⁴ 397 U.S. 254 (1970).

（New York State's General Home Relief Program）」に基づいて支給されていた福祉給付を、Kellyを含む8名の受給者に対し、事前の通知や口頭の聴聞手続きを経ることなく、突如として停止しようとしたことに端を発する。

これに対し、原告ら受給者は、生活扶助が日々の生活に不可欠であり、それを事前の聴聞なしに打ち切るとは、憲法修正第14条の定める「生命、自由、または財産を、適正な法の手続きなくして奪ってはならない」という条項に明白に反すると主張して、合衆国地方裁判所に提訴した。彼らは、給付の打ち切りが彼らの「財産的利益」に関わるものであり、恣意的に奪われることのないよう、少なくとも打ち切りの前に自己の立場を主張する機会、すなわち聴聞手続の保障が必要であると主張したのである。

合衆国地方裁判所は、原告である生活保護受給者らの主張を認め、本件における福祉給付の打ち切り手続が、適正手続（デュー・プロセス）を欠いているとして違憲であるとの判断を示した。すなわち、同裁判所は、福祉受給権が単なる行政上の便宜的な恩恵や政府の裁量による慈善的給付ではなく、法によって明示的に保障された「法的利益（legal interest）」に該当すると認定した。そして、そうした法的利益の剥奪は、憲法修正第14条のデュー・プロセス条項の適用対象となるため、行政が恣意的に、あるいは聴聞の機会すら与えずにこれを打ち切るとは許されないとし、少なくとも事前の通知と聴聞の機会が保障されなければならないと結論づけた。この判断に不服を申し立てたニューヨーク州および市の福祉当局は、直接に合衆国最高裁判所へ上訴し、事件は同裁判所において最終的な審理を受けることとなった。

合衆国最高裁判所においては、ブレナン（William J. Brennan）判事による多数意見が判決の基礎を成し、判例理論上重要な転換点となった。ブレナン判事は、チャールズ・ライク（Charles A. Reich）の唱える「新しい財産（New Property）」論、すなわち、現代社会における法的利益や公的資格（statutory entitlements）も従来の財産権に準ずるものとして憲法的保護の対象となり得るという理論に依拠し、福祉受給権を制定法に基づく権利＝エンタイトルメント（statutory entitlement）として位置付けた。その上で、これを一種の法的権利と認定し⁵、受給者の権

利としてデュー・プロセスによる保障が及ぶと判断したのである。

判決文において、ブレナン判事は次のように指摘する。すなわち、公的扶助は単なる慈善行為ではなく、一般福祉の促進（promote the general Welfare）および自由の確保（Secure the Blessings of Liberty）という目的に資する、極めて公共的かつ制度的な施策である。扶助の打ち切りは、貧困状態にある受給者から、食糧、住居、医療、衣類といった生活の基本的手段を奪うものであり、それはまさに生存手段の剥奪を意味する。従って、そのような重大な影響を伴う行政処分においては、受給者の法的利益に対する損害の重大性と、行政側が聴聞を省略することによって得られる財政的・事務的な効率性とを、慎重に衡量（balancing）しなければならないとした。さらに同裁判所は、かかるデュー・プロセスの要請が、常に司法的あるいは準司法的な厳格な形式を必要とするわけではなく、対象となる福祉受給者の状況や制度の特性を踏まえた最低限の手続的保障（minimum procedural safeguards）があれば足りるとしながらも、以下の諸要件が満たされることを必要不可欠であると明確に示した。

① 事前通知（Notice of reasons for termination）

給付を打ち切ろうとする際には、あらかじめ、かつ十分な内容をもった通知（Timely and adequate notice detailing the reasons for a proposed termination）を行う必要がある。この通知には、単なる「給付を停止」という抽象的な文言ではなく、具体的な打ち切りの理由（事実関係や制度的な判断の根拠）が含まれていなければならない。すなわち。この通知は、受給者が「自分が何に反論し、何を説明すべきか」を理解するための出発点であり、防御権の実効的な行使を可能にする前提である。行政庁が掲げる理由に具体性がなければ、受給者は効果的に自己の立場を主張できない。

⁵ しかし、福祉受給権の根拠に関する実体的な問題についてライクの「新しい財産権」論では正面から回答しなかった。坂田隆介「アメリカにおける福祉権論」通巻第393・394号（2021年1月）390頁参照。

② 口頭での意見・証拠の提示（Oral presentation of argument and evidence）

受給者は、書面だけでなく、口頭で自らの主張や証拠（presenting his own arguments and evidence orally）を提示する機会を与えられなければならない。つまり、多くの受給者は教育水準や法的知識に乏しく、書面による主張を効果的に行うことが困難である。口頭による説明は、その場で質問や補足説明が可能となるため、行政判断の誤認を是正しやすくなる。また、受給者が直接説明することは、審理官の「信頼性判断」にも重要である。

③ 不利な証拠に対する反論機会（Confrontation and cross-examination）

受給者は、自分に不利な証言や証拠を提示した者に対し（confronting any adverse witnesses）、反対尋問を行う機会を持たなければならない。この原則は、特に不正受給や家庭状況など、事実認定の正確性が問われる場面で極めて重要である。不利な証言が匿名で出され、質問できないまま処分が確定するならば、防御の権利は大きく損なわれる。

④ 弁護士選任の自由（Right to retain an attorney）

受給者が希望する場合には、自ら選任した弁護士の助力を受ける権利が保障されなければならない。ただし、政府が弁護士を無償で提供する義務までは負わない。この点においては、刑事訴訟において国選弁護人の保障を認めたGideon判決⁶ほどの広範な保障ではないが、行政手続に

⁶ 372 U.S. 335 (1963). Gideon v. Wainwright は、フロリダ州で窃盗罪に問われたクラレンス・アール・ギデオンの（Clarence Earl Gideon）が、弁護人の選任を求めたにもかかわらずそれを拒否され、自力で弁護を行った結果、有罪判決を受けたことに端を発する。ギデオンは、合衆国憲法修正第6条および第14条（デュー・プロセス条項）に基づき、弁護人を持つ権利が侵害されたとして上訴し、合衆国最高裁判所はこの主張を認めた。この判決において最高裁は、刑事事件において経済的に困窮する被告人にも国家が弁護人を提供する義務を負うと判示し、被告人の実質的な防御権を確立した。こうした司法の姿勢は、のちに Goldberg 判決にも引き継がれ、福祉給付の打ち切りに関する行政手続においても、弁護人の選任の自由、意見陳述の機会、不利な証拠への反論権といっ

においても弁護士との相談や代理は、受給者の防御権を実質的に確保する上で重要な手段であると位置づけられている。

⑤ 決定の理由と証拠の提示 (Statement of reasons and evidence)

処分を下す者 (decisionmaker) は、その判断に至った理由および根拠となる証拠を明示する義務を負う。ただし、司法判断のように詳細な意見書や事実認定書を作成する必要まではない。この要請は、行政判断の恣意性を排除し、受給者が自らの権利を的確に主張しうる事後的な不服申立ての基盤を確保するために重要である。判断理由が不明確なままでは、受給者はその内容を正確に理解することができず、結果として、適切な再審査や異議申立てを行うことが困難となる。

⑥ 公正な審理官による決定 (Impartial decisionmaker)

処分を決定する者は、中立かつ公正な立場を保持していなければならず、あらかじめ当該処分の決定過程に関与していた者がその是非を判断することは適切でないとされる。これは、誰も自己の訴訟において裁判官となることはできない (nemo iudex in causa sua) という従来からの基本的な法原則の具体的適用例である。行政機関内で同一人物が、給付の「打ち切りを決定する立場」と「その正当性を審査する立場」を兼ねている場合には、判断の客観性・公正性が損なわれるおそれが極めて高く、手続的デュー・プロセスの要請に反するものと評価される。

Goldberg判決では、州は上記の②と③の要件を満たしていないので、修正14条に違反すると判断された。本件は、合衆国最高裁が初めてライクの理論に基づき、社会福祉の利益を「制定法上の権利」と見なした判例である。合衆国最高裁は、福祉受給権を特権的な恩恵であって権利ではないとする伝統的な「権利／特権」区分論を否定し、福祉給付に具体的な請求権を賦与していないが、法律制定後に付された権利はデュー・

た一定の防御権を保障すべきであるという考え方が示された。両判例は、社会的弱者に対する実効的なデュー・プロセスの保障を拡張する司法の姿勢を象徴するものと位置づけられる。

プロセスによる保障を受ける。すなわち「手続の統制」であり⁷、福祉受給権も法律上の権利の問題（a matter of statutory entitlement）だと認め、手続的デュー・プロセスの保障に大きな転換をもたらすと評価しうる⁸。このうち、Goldberg判決においてニューヨーク州の採用していた手続は②及び③、すなわち口頭による陳述と証拠提出の機会の欠如、および不利な証拠に対する反対尋問の機会の欠如という重大な瑕疵を有していたため、合衆国最高裁はこれを修正第14条に違反するものとして違憲判断を下した。

本判決の意義は、単に福祉受給者に事前聴聞の機会を保障した点にとどまらない。それは、従来のアメリカ法における「特権（privilege）／権利（right）」の区別を解体し、政府によって制定法上与えられた給付や地位が、実体的権利としてデュー・プロセスの保護を受けることを明示的に認めた先駆的判決である。すなわち、福祉給付に具体的な請求権を賦与していないが、法律制定後に付された権利はデュー・プロセスによる保障を受け、いわゆる「手続の統制」の手法を採用し⁹、政府の裁量

⁷ 蕭淑芬「從日本行政程序法之制定談法治國家原理之發展與人權保障（下）——兼論生存権之程序保障的可能性」東海法學研究第十四期（1999年）114頁を参照。また、Flemming v. Nestor, 363 U.S. 611（1960）. では、社会保障法における老人年金や障害年金が「エンタイトルメント」とは認められなかった。しかし、Shapiro 判決では、デュー・プロセスにおける財産の概念が拡張して解釈され、受給資格はある種の財産権としてデュー・プロセスによって保障されるものであるとされた。社会保障が普及するにつれて、受給資格をめぐる訴訟が増加しているが、これらの判例を通じて、社会給付による利益が受給者にとって「経済的利益」であるとの認識が定着したといえる。本件 Goldberg 判決でも、受給資格は「財産」にあたると解されている。塚本重頼『アメリカ憲法研究』（酒井書店・1989年）218頁を参照。

⁸ 坂田隆介「アメリカにおける福祉論」立命館法学通巻393・394号（2021年3月）387頁。

⁹ 蕭淑芬「從日本行政程序法之制定談法治國家原理之發展與人權保障（下）——兼論生存権之程序保障的可能性」東海法學研究第十四期（1999年）114頁を参照。また、Flemming v. Nestor, 363 U.S. 611（1960）. では、社会保障法における老人年金や障害年金が「エンタイトルメント」とは認められなかった。しかし、Shapiro 判決では、デュー・プロセスにおける財産の概念が拡張して解釈され、

によって自由に付与・剥奪され得る恩恵という概念から、一度認められた法的地位は、正当な手続なしには剥奪できないという原則への構造的転換がなされたと評価される。

しかしながら、公的扶助は「制定法上の権利」であり、デュー・プロセス条項を適用しているなら、さらに何がデュー・プロセスにおける「財産」にあたるのか、何が「自由」に該当する法的利益であるのかが問われる。また、米沢が指摘するように、「その時点では、福祉が財産の一形態とすることで同条項の適用があるのか、それとも、福祉が重要な利益であるので、同条項があるのか、という点は明らかではない」¹⁰。また、バーガー（Warren E. Burger）反対意見が述べているように、「公的扶助の受給申請の却下、増額申請の却下、削減などの場合、および社会保障の場合にも同様の聴聞が必要とされるのか」という問題もある¹¹。つまり、福祉受給権領域における手続上のデュー・プロセスについて、いつ適用されればよいのか、および、どのような手続が採られればよいのかが問題となる。完全な聴聞手続が必要であるのか、あるいは、簡易な手続で十分なのかは、まだ検討する必要があるだろう。とはいえ、アメリカ憲法修正14条の保護範囲を福祉受給権領域に拡大したことは、評価に値する。

(2) Mathews v. Eldridge (1976)¹²——医療給付の停止と柔軟な手続基準
デュー・プロセスには、手続的デュー・プロセスと実体的デュー・プ

受給資格はある種の財産権としてデュー・プロセスによって保障されるものであるとされた。社会保障が普及するにつれて、受給資格をめぐる訴訟が増加しているが、これらの判例を通じて、社会給付による利益が受給者にとって「経済的利益」であるとの認識が定着したといえる。本件 Goldberg 判決でも、受給資格は「財産」にあたりと解されている。塚本重頼『アメリカ憲法研究』（酒井書店・1989年）218頁を参照。

¹⁰ 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（三）」民商法雑誌79巻2号（1978年）260頁、藤澤宏樹「福祉受給権と手続的デュー・プロセス——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（3）」福島高専研究紀要38号（1998年）78頁を参照。

¹¹ 藤澤・同上。

¹² 424 U.S. 319 (1976).

ロセスの二つの側面がある。手続的デュー・プロセスは、政府が個人の権利を侵害する際に、公正で適正な手続きを提供することを要求する。Goldberg判決後、Mathews v. Eldridgeにおいて提示された、私的利益と政府利益および手続的負担との「三要素衡量テスト」の先駆的事例として現代アメリカ法における手続的デュー・プロセス理論の礎となった。この判決の事実概要は以下のようである。

George H. Eldridgeは、1968年より慢性的な不安症および背中への痛みを理由に、社会保障障害給付（Social Security Disability Insurance, SSDI）の受給を開始していた。ところが1972年、州の監視機関から送付された質問票に対して、Eldridgeは自身の健康状態が改善していないと回答したにもかかわらず、州当局は主治医および精神科医からの報告を収集・評価し、Eldridgeの障害はもはや継続していないと判断した。Eldridgeはこの判断に一部異議を唱えたものの、州の見解は変わらず、最終的に社会保障庁（Social Security Administration, SSA）は1972年7月に正式な通知を发出し、翌8月より給付を打ち切ると通告した。この通知には、給付停止の理由とあわせて、6か月以内であれば州機関に再審査請求ができる旨が記載されていた¹³。しかしながら、Eldridgeは再審査請求や公正な聴聞を求めず、州による事前の口頭審理なしの給付打ち切りが、憲法修正第14条のデュー・プロセス条項に違反するとして、訴訟を提起したのである。

この判決、いわゆる三要素衡量テスト（three-part balancing test）という比較衡量テストを提示した。このテストは、修正第14条のデュー・プロセス条項に基づく保護が、すべての状況において一律の手続きを要求するものではなく、関係する利益の重みや状況に応じて柔軟に適用されるべきであるという立場を明確にしたものである。本判決では、最高

¹³ 当時の制度では、給付停止の判断に先立って、対象者に対する書面による通知が行われ、事前に書面により異議を申し立てる機会が与えられていた。さらに、給付が停止された後には、「公正な聴聞（fair hearing）」を請求できる制度が整備されており、そこでは証拠の提示や口頭による意見表明、反対尋問の機会も保証されていた。聴聞手続において受給者の主張が認められた場合には、給付は遡って支払われることとされていた。

裁はまず、適正手続の必要性和内容を決定するためには、次の三つの要素を総合的に衡量する基準を示した。すなわち、①政府の行動によって不利益を受ける当事者の利益がどれほどの重要なのか。②より丁寧な精緻な手続きを加えることで、判断の過ちを減少させるとのできる程度。③判断を速やかに効率的に下すことでえられる当該案件の公益性格と内容¹⁴。

この基準をEldridgeの事案に適用した最高裁は、まず障害給付の継続が受給者にとって重要な生活的利益である点は認めつつも、社会保障障害給付は経済的困窮を前提とした福祉給付とは異なり、生活保護のように「生存の危機」に直結するものではないと位置づけた。また、給付停止の判断が、主として医師の診断や文書による医療記録の評価といった客観的資料に基づいてなされるため、判断の誤りが発生するリスクは比較的低いと評価した。さらに、もしこの段階で事前の口頭聴聞手続をすべてのケースに義務づけるとすれば、社会保障庁や州機関に対して過大な財政的・行政的負担が課されることになり、制度全体の運用に深刻な影響を及ぼしかねないと指摘した。そのうえで、現行制度においては、書面による事前異議申立の機会があり、給付停止後には公正な聴聞の場も確保されていることから、これらの手続の組み合わせはデュー・プロセスに適合する十分な保障を提供していると結論づけた。したがって、最高裁は、Eldridgeに対して事前に口頭での聴聞機会を設けなかったことが、修正第14条に違反するものではないと判示した。この判断は、手続的デュー・プロセスの内容が固定的ではなく、事案ごとに関係する利益を総合的に衡量することによって具体化されるべきであるという柔軟な法理を確立した点で、重要な意義を有する。

Mathews v. Eldridge判決は、1970年のGoldberg v. Kelly事件と対比されることによって、手続的デュー・プロセスの運用における柔軟性と限界を理解する上で非常に重要な判例である。Goldberg事件において合衆国最高裁は、生活保護受給者が給付を打ち切られる前に、口頭による意見陳述や証拠の提示、さらには反対尋問を行う機会が必要であると判断した。これは、生活保護が受給者にとって生命や健康に直結する「生

¹⁴ 樋口範雄『アメリカ憲法』（弘文堂・2011年）頁309。

存権」のような意味合いを持ち、給付の即時停止は回復困難な損害をもたらすため、事前の手続的保障が不可欠であるとしたものであった。一方、Mathews判決では、対象となる社会保障障害給付（SSDI）が、Goldbergで問題となった生活保護給付（AFDC）と異なり、経済的困窮を前提としたものではなく、障害の有無という医学的・技術的判断に基づくものであることが強調された。すなわち、給付の打ち切りが即時に食糧や住居の喪失につながるわけではなく、受給者が必要であれば他の公的支援制度にアクセスする手段もあることから、給付打ち切りによって直ちに重大な損害が生じる可能性は相対的に低いとされたのである。

このような観点から、Mathews判決は、Goldberg判決のようにすべての公的給付に対して一律に口頭聴聞を要求するのではなく、具体的な事案の性質に応じて必要とされる手続的保障の範囲を個別に決定するという、より柔軟な判断枠組みを提示した。この柔軟性こそが、Mathews判決の核心的意義である。さらに、Mathewsの三要素テストは、その後の多数の判例において引用され、手続的デュー・プロセスの適用範囲を評価するスタンダードとして広く定着している。たとえば、Cleveland Board of Education v. Loudermillでは¹⁵、公務員の解雇に際して何らかの事前の意見陳述（口頭または書面）のような最低の手続的保障が必要であるとされ¹⁶、連邦最高裁は、公務員の職務には正当な理由なく解雇さ

¹⁵ 470 U.S. 532 (1985). Cleveland Board of Education v. Loudermill はオハイオ州で公務員が解雇される際、正式な解雇処分前に適正な手続（デュー・プロセス）が提供されなかったことをめぐる事件である。学校警備員であった Loudermill は、過去の犯罪歴を申告しなかったとして解雇されたが、解雇処分の事前通知や説明機会が与えられなかったため、適正手続違反を主張して争った。これに対して、連邦最高裁は、公務員は法律上「正当な理由（just cause）」がなければ解雇できないという利益（財産的利益）を有しており、これに対しては解雇前に適切な通知と意見陳述（口頭または書面）という最低限の手続的保障が必要だと判断した。ただし、これは全面的な審理や正式な反対尋問までを要求するものではないとし、あくまで事前に簡略化された機会を保障するにとどまった。

¹⁶ すなわち、「完全な証拠調べを必要とするような聴聞（a full evidentiary hearing）までは不要」。樋口・同上注、310-311頁を参照。

れない財産的利益が存在するとした上で、解雇前には、最低限の通知と意見陳述の機会を提供する義務があると判断した。また、Brock v. Roadway Express, Inc.では¹⁷、内部告発者の保護において、雇用者と被雇用者という二つの私的利益が競合する場面においても、Mathews基準に基づいて衡量がなされた。このように、Mathews基準は、①私的利益の重大性、②誤判断のリスクと追加手続の有用性、③政府の財政的・行政的負担という三つの軸を柔軟に適用することで、各種の行政処分に対する手続的要件を定める現代的なデュー・プロセス論の中核を形成している。

このように、Mathews基準三要素の比較衡量を通じて、Mathews判決では最高裁は、Eldridge氏のような障害給付受給者に対しては、事前に詳細な聴聞手続を設けなくとも、書面による通知と異議申立ての機会が与えられ、その後には十分な事後審査手続（fair hearing）が保障されている限り、修正第14条が要求する適正手続の水準は満たされると判示した。この判断は、Goldberg判決によって構築された形式的な聴聞手続の要請に対し、柔軟で実質的な保障への転換を示す重要な転機であった。特に、制度設計における行政負担との調和を図る観点から、デュー・プロセスの保障は「一律」ではなく、「状況に応じた相対的保障」として理解されるべきであるという司法的立場を明示した点に、本判決の画期性が見出される。

しかしながら、その一方で、同テストにはいくつかの理論的・実務的

¹⁷ 481 U.S. 252 (1987). Brock v. Roadway Express, Inc. 判決は、運輸業界で安全基準違反を内部告発した従業員に対する報復的解雇を禁じた「陸上輸送支援法405条」をめぐる事件である。トラック運転手が安全問題を告発した直後に会社からトラックを故意に破損させたとして解雇されたため、労働省が調査を実施し、会社側に十分な情報開示や反論の機会を与えないまま従業員の暫定的復職命令を出した。会社はこれが憲法の適正手続条項違反だとして提訴した。最高裁は、雇用主には事前に申し立て内容やそれを裏付ける証拠の開示、調査官との面談や意見書提出の機会を与えるべきと判断し、この手続が最低限必要なデュー・プロセスであるとした。しかし、証人尋問や反対尋問を伴う正式な審問までは必須ではないと判断し、本件では会社に重要な証拠が開示されていなかった点のみ違憲とした。

限界が存在することが指摘されている。

第1に、「人間の尊厳」や「参加の機会」といった価値の軽視が挙げられる。Mathewsテストは、主として「私的利益」、「誤りのリスク」、「政府の利益」という3つの要素を功利主義的に比較衡量するものであるが¹⁸、そこには本人の意見表明の機会や手続への主体的関与といった、より手続的正義に関する本質的要素が組み込まれていない。例えば、書面通知と事後的な聴聞で十分とされる制度の下では、当事者が「自らの声を発する機会」を奪われる可能性があり、それが本人にとっての精神的・社会的損失をもたらすことがある。

第2に、Mathews三要素の評価の基準が曖昧であるという点も批判されてきた¹⁹。たとえば「誤った剥奪のリスク」と「そのリスクを減らす手続的保障の価値」は、経験的・定量的に評価することが困難であり、裁判所の主観的判断に依存する傾向が強い。そのため、裁判所が同じ三要素を用いたとしても、事案ごとに結果が大きく異なる可能性がある。また、政府の負担や行政効率といった「政府の利益」も、しばしば抽象的に語られるため、その実質的な比較衡量が難しい。

第3に、政府の行為を制約する効果が相対的に弱いことも問題とされる。Mathewsテストの下では、公益や行政効率といった要素が個人の手続的利益と競合する場面において、裁判所はしばしば「行政負担の軽減」を重視して、政府寄りの判断を示す傾向がある²⁰。とりわけ社会保障、医療給付、公共教育といった大量処理型行政分野では、事前の口頭審理や反対尋問の機会が不要とされるケースが少なくない。結果として、制度設計のコスト効率を優先するあまり、個人の権利保障が犠牲にされるという構造的問題を内包している。さらに、Mathews判決自体の妥当性に対する批判もある。たとえば、Eldridgeの障害がどの程度、日常生

¹⁸ 樋口範雄『アメリカ憲法』（弘文堂・2011年）312頁。

¹⁹ 樋口・同上。

²⁰ 樋口教授が指摘するように「何を持って適正な手続とするかは難問である。裁判に準ずるような正式な手続を常に要求するのは社会にとって莫大なコストをかけることにより、しかもそれによって得られる利益は小さいとされる場合が多いだろう」。樋口・同上注、312頁。

活に影響しているかについて、本人の口頭陳述を一切聴取することなく、主治医の記録などに基づいて書面審査だけで判断が下された点については、主観的評価の必要性を軽視しているとの見方がある。とりわけ、障害の程度が生活機能に及ぼす影響は、客観的データだけでは把握しきれない部分も多く、当事者の陳述による補完が不可欠であるという批判がなされている。

(3) Board of Regents of State Colleges v. Roth (1972)²¹ —— 「期待的利益」としての福祉

本件は、合衆国最高裁がデュー・プロセス条項の適用を「自由」または「財産」に限定し、福祉給付や公的雇用の場面においてその適用条件を制限した重要な判例である。事件の事実は以下のようである。ウィスコンシン州立大学オシュコシュ（Oshkosh）分校において、政治学の助教授David Rothは、1年限りの任期付き契約で雇用されていた。同州法によれば、大学教員が恒常的雇用保障（tenured）を得るには4年間の連続勤務を必要としており、それ以前の契約更新については大学当局の裁量に委ねられていた。本件で大学総長は、Rothに対して次年度の契約を更新しない旨を通知したが、大学の就業規則上、任期満了による契約の非更新にあたっては理由開示や不服申立て手続を要するとする規定は存在せず、通知にも理由は添付されなかった。またRothには異議申立てや聴聞の機会も提供されなかったため、大学を相手取りデュー・プロセス条項の侵害を主張して提訴したものである。

連邦地方裁判所は、理由の開示や異議申し立ての機会が一切与えられなかったことは、憲法修正第14条に基づく手続的デュー・プロセスの侵害の主張を認め、大学側に対し、再雇用拒否の理由を明示し、かつ聴聞の機会を提供するよう命じた。控訴審（第7巡回区控訴裁判所）もこの判断を支持し、多数意見により地裁の判断を維持した。これに対し大学側（被告）は、憲法上の手続的保障が及ぶ「自由」または「財産」的利益が本件には存在しないととして、合衆国最高裁へ上告した。

本件の中心的論点は、非テニユア（nontenured）教員であるRothに、

²¹ 408 U.S. 564 (1972).

憲法上「財産」または「自由」の利益（interests）が認められるか否かという点にあった。合衆国最高裁スチュアート（Stewart）裁判官は、「修正14条デュー・プロセスの保障条項の範囲を自由または財産に限定したが、その保護される財産的利益（property interests）は動産だけでなく、不動産や金銭などの所有も含まれ、法令による規定あるいは、契約内容の利益も保護されるとした」。福祉受給権は制定法によって創設された権利なので、デュー・プロセス条項が適用されると述べた²²。しかしながら、「Roth判決は、デュー・プロセス条項による財産の保護は現在享有されている（present enjoyed）財産にのみ限定されるとの立場をとっている」²³。そして、本件に主張された財産的利益は、契約に付加された任期条件だが、契約内容の中に再雇用資格の更新について何も規定されていないことから、契約条件は、次年度の再雇用の利益を保障していない。しかし、再雇用を為されている際に抽象的な利害関係があっても、契約更新が拒否されたときに、学校側に聴聞の機会を要求できるだけの十分な財産利益を有していると思われ²⁴、デュー・プロセスの適用には、単なる主観的期待ではなく、客観的に認定可能な法的期待（legitimate expectation）が必要である。要するに、いわゆる財産的利益は、あくまでも憲法から創設されたものではない。そのために、州法などの法律根拠が必要であり、それを根拠として保護の範囲が確認されるから、個人の生活上の安定や職業的基盤の脆弱性が無視され、雇用継続への合理的な期待であっても、法的裏付けがなければ憲法上の保障は及ばない。したがって、修正14条にいう自由と財産の定義は、立法府の決定次第であり、司法府は単にデュー・プロセスの要件を決定するだけでよい²⁵。

Goldberg判決と異なり、本件は、修正14条の自由と財産の範囲を明確に限定し、福祉受給を重要な「財産的利益」として同様にデュー・プ

²² 蕭淑芬「從日本行政程序法之制定談法治國家原理之發展與人權保障（下）——兼論生存權之程序保障の可能性」東海法學研究第十四期（1999年）114頁を参照。

²³ 米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題（三）」民商法雑誌79巻2号（1978年）261頁。

²⁴ 藤澤宏樹「福祉受給権と手続的デュー・プロセス——アメリカ合衆国における福祉受給権判例の展開（3）」福島高専研究紀要38号（1998年）79頁。

²⁵ 米沢・同前掲注、260頁。

ロセスの保護を認めているが、あくまでも「手続面の保障」が認められているにすぎず、「実体的財産権」(property right)とは見なされていない。そのため、財産「権」(right)の「権」という文言をわざと使わず、財産的「利益」(interests)と表現しており、デュー・プロセスの射程を限定し、Rothのような非テニユア(nontenured)教員の契約不更新にあたって、明示的な任用延長の保障がなければ、それは「財産的利益」にあたらないから、修正第14条の適用を排除した。すなわち、単なる再雇用への希望や期待(a unilateral expectation)だけでは不十分であり、手続的保障の対象となるためには、「正当な請求権(legitimate claim of entitlement)」のような法的または制度的裏付けのある期待が必要とされた。したがって、大学当局が任期満了後に再雇用を拒否しても、それは「財産の剥奪」には該当せず、手続的保障の要件を満たさないという判断が下された。このように、福祉給付の申請が拒否されたときにデュー・プロセスの射程外とされる可能性が高いだろう、いわゆる「福祉受給権」や「公的地位」が形式的に「法的権利(right)」として明示されていない限り、それらは単なる期待的利益(expectation)に過ぎず、デュー・プロセスの適用対象とならないという、極めて限定的な理解を本判決が示した。このように、憲法が保護する財産的利益(property interest)とは、個人が一方的に期待する利益ではなく、法的または制度的な裏付けのある「権利的利益」に限定されるとされたのである。

しかし、Roth判決の限定的な立場に対し、同年に下されたPerry v. Sindermann判決において²⁶、大学側が明示的に雇用継続を保障していな

²⁶ 408 U.S. 593 (1972). Perry v. Sindermann はテキサス州立大学の一つであるオデッサ・ジュニアカレッジで教鞭をとっていたSindermannが、1年ごとの雇用契約を4年間繰り返した後、再雇用されなかったことをめぐる事件である。大学は、非再雇用の決定に際して理由の開示や聴聞の機会を一切与えなかったため、Sindermannは自身の公的な言論活動への報復的措置であると主張し、連邦地裁に訴えを起こした。合衆国最高裁は、まず、たとえ任期付き契約でテニユア(終身在職権)がない場合であっても、言論の自由を理由とした報復的な不利益処分がなされた場合には憲法修正第1条および第14条違反となることを認めた。さらに、正式な契約や明示的なテニユアの規定が存在しなくても、大学が長期間の慣行や公式文書によって実質的に継続雇用への合理的期待を与

かったものの、教員に対して事実上の長期雇用慣行が存在しており、合理的期待（reasonable expectation）に基づく継続雇用が制度的に形成されていたと主張された。これに対して、最高裁はたとえ書面上の明示的保障がなかったとしても、慣行や大学規則などから継続雇用に対する「期待的利益（expectation interest）」が法的に保護されうるとし、Rothとは異なり、形式にとらわれない実質的判断の余地を認めた。つまり、事実上の慣行や暗黙の期待による継続雇用が「財産的利益」とみなされ得ることが示され、一定の修正が加えられることとなるが、いずれにせよ、手続的デュー・プロセスの適用における出発点として、当該利益の「権利性」が問われるという判断枠組みを確立した点において、Roth判決は決定的意義を有する。しかし、Roth判決に対しては少なくない批判も存在する。たとえば、マーシャル（Thurgood Marshall）判事は反対意見において、「すべての市民は、政府が雇用を拒否する合理的な理由を提示できない限り、公的雇用に応募する権利を有している」と述べ、政府による任意的・恣意的な不雇用決定に対しても、最低限の説明と防御の機会を保障すべきであると主張した²⁷。

以上から見ると、Roth判決は、「財産的利益」に対する適正手続保障の対象を、法律上・制度上の明示的な根拠をもつ利益に限定した点で、Goldberg判決とは対照的な立場を示し、デュー・プロセスの射程を明確に制限する転機となった。福祉や教育、雇用などの領域における個人の利益が、単なる期待的利益にとどまる限り、それらは憲法的保障の外にあるという判示は、社会的弱者の法的保護をめぐる議論において、深刻な課題を残すものとなっている。一方で、制定法や契約書に明示的に記載された権利に限って「財産的利益」と認める形式的な判断を基礎としたRoth判決と対照的に、Perry判決では、黙示的契約関係や慣行、運

えていた場合には、憲法修正第14条の手続的デュー・プロセスの保障を受ける「財産的利益（property interest）」が存在すると判断した。この場合、大学は非再雇用にあたり、理由の開示や弁明の機会など最低限の手続きを提供する義務が生じるとした。

²⁷ PAUL BREST & SANFORD LEVINSON & JACK M.BALKIN & AKHIL REED AMAR, PROCESSES OF CONSTITUTIONAL DECISIONMAKING: CASS AND MATERIALS 4TH, ASPEN PUBLISHER, INC., 1410-1411 (2002).

用実態を踏まえた事実審査によって「期待的利益」にも憲法的保護が及びうることを認めた。両者の差異は、公的給付や雇用における個人の法的地位の評価に大きな影響を与えており、現代における「生存権保障」や「公的サービスへのアクセス権」の議論においても、制度的柔軟性のある解釈枠組みを提供するものといえる。しかしながら、Perry判決においても、「期待的利益」が保護されるには一定の客観的根拠が必要であり、個人の一方的な期待が常に保護されるわけではない。また、Rothで示されたように、福祉や教育、公的雇用などにおいて「恩恵／権利」区分がなお制度運用上の前提となっている実情を踏まえると、「期待的利益」への保護拡張は限定的にとどまりがちである。結局のところ、Roth判決は、「制定法上の権利 (statutory entitlement)」の不在を理由に、手続的保護を否定した一方で、Perry判決は制度運用上の「期待的利益」に憲法的保障の可能性を認めたという対照性をもつ。こうした二つの判決は、福祉給付や雇用保障といった領域における「法的利益の構成」と「手続的保障の射程」を分岐させる鍵概念として、デュー・プロセス論の深化と社会的包摂のあり方を問う基盤となっている。

(4) 手続的保護の拡張と実体的保障の欠如

アメリカの福祉給付をめぐるデュー・プロセス条項の適用は、1970年代以降、形式的手続の整備を通じて一定の拡張を遂げてきた。とりわけ *Goldberg v. Kelly* 判決は、福祉給付を制定法上の権利 (statutory entitlement) と認定し、従来の恩恵・特権 (privilege) 概念を転換して、受給者に通知・聴聞・反論機会等の厳格な手続的保護を与えるべきと判示した点で、画期的意義を持つ判例であった。これは、複層的な手続要件の整備を通じて、福祉給付の法的性格を明確に権利性のある法的利益として承認し、社会的弱者に対する法的保護を手続面から強化し、任意的な給付停止を防ぐ制度的基盤を構築したといえる。

しかし、*Mathews v. Eldridge* 判決では、手続的デュー・プロセスの保障は一律に適用されるものではなく、「個人の利益の重要性」、「判断誤りのリスク」、「行政的負担」の三要素を比較衡量することで、事案に応じた柔軟な適用が示されたが、デュー・プロセスの適用可能性が相対化された。すなわち、*Mathews* 判決は、福祉制度の効率性や行政資源

の制約を考慮に入れつつ、形式的な手続から実質的な合理性へと焦点を移し、Goldbergにおける厳格な要件を事案に応じて制限可能なものとし、手続保障の相対化が進み、制度依存性を強める結果ともなった。

さらに、Board of Regents v. Roth判決では、手続的保護の前提として「財産的利益」あるいは「自由の利益」といった法的・制度的根拠を明示的に有することが要請され、単なる事実上の慣行や個人的期待では不十分であるとされた。すなわち、正当な請求権が欠如する限り、デュー・プロセス条項による保護は及ばないとし、福祉給付や公的地位に関する利益も、明確な立法的根拠が存在しない限り、単なる期待的利益や黙示的慣行に過ぎず、憲法的保障の対象とはならないとする限定的理解を示し、Goldberg判決との間に理論的な乖離を生じさせた。

このように、Goldberg判決を契機として始まった手続的保護の拡張は、Mathews判決による柔軟化を経て、Roth判決において制度的根拠の有無に依存するという構造的制限が強調された。結果として、アメリカ法におけるデュー・プロセス論は、形式的な手続保障の整備には一定の成果を上げたものの、その背後にある実体的権利（substantive right）の保障には至らず、権利の構成そのものが制度依存的かつ脆弱なものであることが露呈している。とりわけ、憲法上に生存権が明記されていないアメリカ法制下では、制定法の規定が撤廃・改廃された場合、福祉給付の根拠が消失し、結果的に手続保障すら失われる可能性が高い。加えて、現行の二重の基準審査において、福祉給付が経済的利益に分類される限り、立法府の広範な裁量が尊重され、司法審査は極めて限定的となる傾向がある。以上を踏まえると、福祉給付の法的性格を真に「権利」として定義するためには、単なる手続的保障の枠組みを超えて、制定法及び憲法上における実体的保障の明文化が不可欠である。社会的包摂の法的基盤を強化するためには、手続的保護と実体的権利の双方を制度的に整合的かつ相互補完的に確立される必要があることを示唆しているといえよう。

4. 日米の違憲審査基準の検討

日米の違憲審査基準は、その厳格さに応じて大雑把に「厳格な基準」、「厳格な合理性の基準」、「合理性の基準」に区分される。これは、ドイ

ツ連邦憲法裁判所が適用している「密度審査」(Kontrolldichte)とは異なるものである²⁸。アメリカ法において「合理性の基準 (rational basis review)」、「中間的審査基準 (intermediate scrutiny)」、「厳格審査基準 (strict scrutiny)」の三段階に整理されており、それぞれの基準が適用される対象は、審査される権利の性質や、立法による分類の妥当性に基づいて決定される。いわゆる「二重の基準論 (tiered scrutiny)」は、特に精神的自由に対しては厳格な基準を適用し、経済的自由や社会給付に関しては合理性の基準によって緩やかな審査にとどめるとする枠組みである。一方で、日本法においても、形式上は個別の審査基準に言及されることは少ないものの、最高裁判所は実質的にこのアメリカ型の基準構造を参照しており、生存権をめぐる司法判断においても、同様の枠組みが影響を及ぼしている。しかし、このような基準構造は、福祉受給権や生活保護のような「生存に不可欠な利益」に対してもなお緩やかな審査にとどまる傾向があり、権利保障の実効性に疑義を生じさせている。また、前述で概観したアメリカ合衆国の福祉受給権に関する判例からわかるように、社会給付の対象となる資格を認められなかった人々は、司法による実質的な救済を必ずしもえられていない。そこで、生存権を実質的に保障するために、それぞれの違憲審査基準の是非について検討しなければならない。そのために、以下では、日米の違憲審査基準の概要を整理しそれぞれの判例や審査基準の機能を比較し、生存権の実質的な保障に向けた違憲審査基準の在り方について検討を行う。

(1) 合理性の基準の検討

合理性の基準 (Rational Basis Test) は、違憲審査基準の中でもっとも緩やかなものである。この基準は合衆国最高裁判決 *Lindsley v.*

²⁸ ドイツ連邦憲法裁判所は、基本的人権を規制する法規ないし国家行為について、従来から「比例原則」理論に基づいて司法審査を行っている。いわゆる「密度審査論」は、1979年の共同決定法判決 (BverfGE 50, 290) において「新三段階理論」へと発展した。新三段階とは、「明白性の統制」(Evidenzkontrolle)、「主張可能性の統制」(Vertretbarkeitskontrolle)、「厳格な内容統制」(intensivierte inhaltliche Kontrolle) である。青柳幸一『個人の尊重と人間の尊厳』(尚学社・1996年) 206-207頁を参照。

Natural Carbonic Gas Co.²⁹事件において明示され、「たとえ法律が一見不平等に適用されるように見える場合であっても、その法律が立法府の追求する目的と合理的な関連性を有すると認められれば、合憲とされる」という審査の枠組みを示したことから、「リンズリー・テスト」とも呼ばれる。この基準の特徴は、立法府の裁量を広く認める点にあり、司法による厳格な介入を避け、立法目的との「合理的関連性」があれば十分だとされる。そのため、この合理性審査の枠組みは、経済的規制や一般的な社会政策分野において広く適用されてきた。このリンズリー・テストは、立法目的に「正当な利益 (legitimate interests)」、あるいは、「想定しうる目的 (conceivable purposes)」があると認められれば、当該立法は違憲とされない。立法目的とその達成手段に「合理的関連性 (reasonable relation)」があると推定することにより、すなわち合憲性の推定によって、政府は、「合理的関連性」があることの立証責任を負わない³⁰。

いわゆるリンズリーテストという合理性の基準は、さらに非常に緩やかな「敬讓的合理性の基準」とやや厳格化された「非敬讓的合理性の基準（噛みつく力を持った合理性の基準とも呼ばれる³¹）」に分かれる。

²⁹ 220 U.S. 61 (1911). *Lindsley v. Natural Carbonic Gas Co.* は、ニューヨーク州が制定した天然炭酸ガスの採取規制法が、合衆国憲法修正第14条の平等保護条項および適正手続条項に違反するかが争点となった事件である。原告は、州法が商業目的でのガス採取を制限し、財産権を不当に侵害していると主張したが、最高裁はこれを退けた。裁判所は、「立法が不平等をもたらすように見える場合であっても、その分類が正当な立法目的と合理的に関連している限り合憲である」と判示し、いわゆる「リンズリー・テスト」を示した。すなわち、法律がすべての人に同一に適用されない場合でも、それが恣意的または不合理でなければ違憲とはならないとされた。この判決は、合理性の基準 (rational basis test) の先駆的判例とされ、以後の経済規制や社会政策に関する違憲審査の枠組みを形づくった。

³⁰ この最低限の合理性の基準について、伊藤健『違憲審査論の構造分析』（成文堂・2021年）300-302頁参照。

³¹ 一般に、合理性の基準とは、ある立法が任意的 (arbitrary) または不合理 (irrational) でない限り合憲とする、最も緩やかな違憲審査基準である。この基準の下では、立法府の裁量に対する強い敬讓 (deference) が働き、原則とし

Williamson v. Lee Optical Co.判決³²では連邦最高裁は敬讓的合理性の基準を採用し、オクラホマ州の眼鏡処方に関する規制法が医療や公共衛生の保護という正当な目的をもっており、たとえ立法が「不合理」あるいは「過剰」であるとも見えるとしても、想定しうる目的との関連性がある限り、違憲とすることはできないと判示した。ここでは、「想定しうる目的」でさえ認められれば立法の合憲性が擁護されることとなり、実質的な審査がなされないことが問題視されるに至った。

しかし、法律は一般に最低限度の合理性を有しているはずだから、このような最小限度の審査は、「合理的に見えるが実質的には審査をしていない」と言えるもので、司法の過剰な自制で実質的に司法審査を放棄したに等しいと批判されている。特に、社会権的性格を持つ福祉受給権や生存権に関する立法について合理性の基準が適用される場合、政府の広範な裁量が是認されやすくなる。これは、福祉政策が主に経済的自由の規制と同列に扱われるためであり、受給要件の不合理な制限や差別的

て立法目的を仮定 (hypothetical) し、それに合理的に関連していれば違憲とはされないから、敬讓的合理性の基準ともいう。しかし、非敬讓的合理性の基準は、通常の「合理性の基準」に比べて、より積極的に立法目的と手段との実質的な合理性を審査する姿勢を特徴とする審査枠組みであり、しばしば「噛みつく合理性 (rational basis with bite)」とも呼ばれる。例えば、City of Cleburne v. Cleburne Living Center, 473 U.S. 432 (1985) において、知的障害者のためのグループホームに対する差別的規制について、合衆国最高裁は形式的には合理性の基準を適用しながらも、実質的には通常よりも厳格な審査を行い、違憲と判断した。本間啓誉「憲法訴訟における論証責任と違憲審査基準論——合憲性推定原則との関係から」大学研究年報第52号 (2023年2月) 38頁参照。

³² 348 U.S. 483 (1955). Williamson v. Lee Optical Co. 事件は、合理性の基準の適用をめぐる代表的判例である。オクラホマ州法は、眼鏡のレンズ交換を検眼医の処方箋がない限り禁止しており、これに対し眼鏡業者が営業の自由の侵害として、憲法修正第14条の適正手続条項違反を主張した。これに対し最高裁(ダグラス判事)は、たとえ不合理に見える規制であっても、合理的に想定される立法目的があれば合憲と判断した。立法目的が明示されていなくとも、裁判所はその存在を仮定して審査するべきであり、多少の不平等や不完全さがあっても、分類に合理的根拠があれば違憲とはならないとされた。この判決は、立法府の広範な裁量を肯定し、司法審査の消極性を示す象徴的判例とされている。

扱いがなされたとしても、司法審査の場では救済されにくいという構造的問題をはらんでいる。例えば、日本の判例では、裁判所は、主に社会経済立法に関する違憲審査において、立法事実の存在を推定している³³。生存権を具体化する立法の内容は、専門的・技術的な問題であって、立法内容の是非は専門的・技術的な判断能力と執行能力を有している政府部門に委ねられるべきだと考えられている。そのため、生存権に裁判規範性が認められても、広汎な立法裁量や行政裁量を前提に、裁判所は常に合理性の基準を適用することになり、訴訟を提起した人々の救済を放棄するに等しい結果となっている。このように、このテストは憲法訴訟における規範統制の機能を放棄しているのではないかという問題点がしばしば指摘されている。

例を挙げると、日本の最高裁は、朝日訴訟³⁴や堀木訴訟³⁵のように、憲法に明記された生存権条項に基づいて、年金、社会扶助、社会保険等の社会保障制度の合憲性を実質的に審査することはなく、むしろ、生存権を抽象的・相対的理念的な概念にとどまるものと位置づけ、立法府の広範な裁量を尊重する立場から、合理性の基準を適用して、制度の形式的な合憲性を確認するにとどまっている。特に朝日訴訟においては、生活保護基準の違憲性が争点とされたが、裁判所は「健康で文化的な最低限度の生活」という文言を抽象的な指針ととらえ、生活保護法の運用が直ちに違憲とはならないと判示した。一方、堀木訴訟では、障害福祉年金受給者に対する児童扶養手当の支給制限が問題とされたが、最高裁は立法裁量の範囲内としてこれを合憲と判断した。日本の先例かつ代表的な両判例では、最高裁が生存権を抽象的権利にとどめたことにより、憲法上の権利としての社会権が、実質的には立法政策の域を出ないものとなってしまった。このような審査方法では、当事者をめぐる実情が評価

³³ 実際に、日本における表現の自由の規制について、「合理性の基準」を適用したケースも少なくない。例えば、戸別訪問禁止合憲判決（最判昭和56（1981）年1月15日刑集35巻4号205頁）、大阪市屋外広告規制条例合憲判決（最大判昭和43（1968）年12月18日刑集22巻13号1549頁）。中谷実編『憲法訴訟の基本問題』（法曹同人・1989年）175-178頁、180頁〔高野敏樹執筆〕。

³⁴ 最判昭和42年（1977年）5月24日民集21巻5号1043頁。

³⁵ 最判昭和57年（1982年）7月7日民集36巻7号1235頁。

されることもなく、生存権条項の核心である「最低限度の生活」が保障されなくなる恐れもあり、生存権の具体的な保障は、立法による「恩恵」を待たなければ実現されない。裁判所のこのような姿勢は、日本国憲法25条（生存権条項）が国家に対して、即時的な義務または積極的な義務を課していることを無視しているだけでなく、立法府による恩恵的施策に依存することは、福祉国家が本来有する権利としての生存保障という理念を空洞化させ、実には、社会権が目指した福祉国家像をも看過するものである。したがって、浦部法穂は、日本の裁判所は、国家の社会的任務を個人に対する法的義務として把握しようとし、ない傾向があり、それは裁判所の自己限定主義と結びついていると批判した³⁶。

日本におけるこのような状況は、アメリカ合衆国における福祉受給権をめぐる訴訟においても見受けられる。合衆国最高裁は、Dandridge判決において、児童扶養手当制度における支給上限規定が多数子家庭に不利に作用することを認めながらも、これを違憲とはせず、「福祉給付の分配に関しては立法府の裁量が広く認められるべきであり、平等保護条項のもとでも合理的関連性があれば足りる」と判断した。裁判所は、福祉給付が経済的弱者の生存に関わる利益であることを認めつつも、合衆国憲法に生存権条項が存在しないという構造的制約から、給付制限に対する厳格な審査基準の適用を避けたのである。このように、合衆国では福祉受給権は憲法上の権利とは認められておらず、あくまでも立法によって創設・運用される政策的領域とされる。そのため、Dandridge判決以降、最高裁は立法府を基本的に尊重する姿勢を維持し、公的扶助制度が「最低限度の生活」を保障しているか否かについて、実質的な司法審査を行っていない。したがって、たとえ福祉受給権が経済的弱者の死活問題に関わる利益であり、基本的生活に必要なものだとは認めたが、合衆国憲法に生存権条項がないため、平等保護原則のみによって厳格な審査を行うことは難しいだろう。

このように、合衆国では福祉受給権は憲法上の権利とは認められておらず、あくまでも立法によって創設・運用される政策的領域とされる。そのため、Dandridge判決以降、最高裁は立法府を基本的に尊重する姿

³⁶ 浦部法穂『憲法学教室』（有斐閣・2001年）250頁以下。

勢を維持し、公的扶助制度が「最低限度の生活」を保障しているか否かについて、実質的な司法審査を行っていない姿勢を示した。

一方、日本および台湾の憲法は生存権を明文で保障しており、アメリカよりも社会権保護の基盤が強固に見える。つまり、生存権の実現が立法府に委ねられているといっても、その保障を担保するだけの司法的救済が必要である。そのために、生存権を憲法における財産権と同様の性質のものとして、立法府の判断にほとんど干渉することのない合理性の基準を適用して各種の社会保障制度の合憲性を審査することは、適切ではない³⁷。また、「最低限度の生活」を保障することは、個人の生命および尊厳といった人権の核心的価値に深く根ざしたものであるから、自由権や社会権といった伝統的区分にしたがって審査基準を適用するべきではない。すなわち、精神的自由の領域と経済的自由の領域とが交錯している生存権をめぐる訴訟においても、合理性の基準が適用されるだけであるならば、実質的に救済されないという残酷な結果しかもたらさないことになるだろう。したがって、従来のような「精神的自由には厳格審査、経済的自由には緩やかな審査」という二重の基準論を機械的に適用することは再考されるべきである³⁸。現代の複雑化した社会の中で、たとえば教育・医療・生活保障といった領域においては、自由権と社会権が密接に関連しており、機能的審査（functional review）や比例原則の適用、あるいは文脈的審査（contextual review）など柔軟な枠組みが求められる。生存権訴訟においても、憲法上の明文保障がある以上は、裁判所はその実効性確保に向けた積極的役割を果たすべきであり、合理性の基準のみに依拠する審査では不十分である。

憲法は、個人の尊厳を基礎とし、人権保障を究極的な目的とする法規

³⁷ 浦部法穂『違憲審査の基準』（勁草書房・1994年）35-36頁。浦部は、二重の基準論によって生存権が財産権と類似の権利として緩やかな司法審査に服するという帰結を避けるために、日本国憲法に生存権が明記されていることを重視し、生存権を財産権と類似の権利とみなす必要性はないと主張している。

³⁸ マーシャル裁判官の二重の基準論に対する質疑のように、「さまざまな規制・人権の態様を一括して抽象的な二分化を絶対的基準とすることは妥当ではなからう」。そこで、三分化（三重の基準論）あるいは五分化が必要になる。横田耕一「合理性の基準」芦部信喜編『講座憲法訴訟第2巻』（有斐閣・1987年）165頁。

範である以上、生存（生命）の保障はその核心に位置づけられるべきである。たとえ生活水準の具体的な設定が、財政的・社会的条件に応じて立法府の広範な裁量に委ねられるとされても、少なくとも「健康で文化的な最低限度の生活」に達しているかどうかという評価については、憲法の規範に基づき裁判所が実質的に審査する能力と責任を有するとされなければならない。この点に関連して、日本の最高裁は朝日訴訟において、生活保護基準の合憲性を争点としながらも、「憲法25条は立法府に対する努力目標にすぎない」との趣旨で判断を回避し、実質的審査を放棄した。だが、少数意見において下村三郎裁判官は、「最低限度の生活」の水準を実態に照らして審査することは裁判所の憲法上の責務であると述べ、立法裁量の限界に司法が関与しうる可能性を示唆した。さらに、堀木訴訟でも、障害福祉年金受給者に対する児童扶養手当の支給制限が争われたが、最高裁は「合理性の基準」を用いて合憲とした。しかしながら、このような基準の形式的適用によって、個々の生活実態や不利益の深刻性が捨象され、社会保障制度が本来目的とする「最低限度の生活」を維持しているか否かが十分に検証されないまま、制度全体の「立法裁量の尊重」によって合憲とされてしまうという問題がある。

したがって、生存権訴訟を一律に合理的な審査基準を採用するのは、権力分立原理に反するどころか、むしろ憲法の統制機能を果たす上で司法の果たすべき不可欠な役割である。確かに、生存権に関する立法や施策は一定の立法裁量または行政裁量が必要であるが、立法裁量の限界を明確にしうる法的論理を提示し、生存権の憲法上の拘束力を具体化する責任が司法にもあると指摘されている。そのために、社会保障制度の憲法適合性を判断する際、従来のように合理性の基準を機械的に適用し、立法府の判断が「明らかに不合理」でない限り違憲とされないため、憲法が保障する生存権の具体的保障機能を十分に発揮することができないと分かってきた。この意味で、自由権と社会権の二分法に基づく二重の基準論の画一的適用は限界に達しており、とりわけ生存権のように生命・尊厳・社会的包摂といった複合的価値を内包する権利については、審査強度を文脈に応じて調整する柔軟な審査枠組み（contextual or proportionality-based review）が必要である。緩やかな合理性の基準のみに依拠した審査は、実質的な人権救済を困難にし、ひいては立憲主

義の実効性すら危うくするものである。

（2）厳格な合理性の基準の検討

福祉請求権は、単なる経済的利益ではなく、個人の人格的自律と生存の確保という基本的価値に基づくものである。したがって、その保障をめぐる違憲審査においては、立法裁量を広範に容認し、合理性の基準を機械的に適用するこれまでの判例法理を見直す必要がある。とりわけ、自由権と社会権を峻別し、精神的自由には厳格審査を、経済的自由には合理性の基準を適用するという伝統的な二重の基準論は、現代の福祉国家における権利の複合的性格に対応しきれていない。たとえば、*Dandridge v. Williams*において、合衆国最高裁は、福祉制度における扶養手当の上限規定に対し、合理性の基準を適用し、合憲と判断した（5対4）。多数意見は、立法府の財政的判断や政策的裁量を尊重し、明白に不合理でない限り違憲ではないとした。しかしながら、少数意見（*Marshall*判事）は、福祉給付は単なる経済的自由ではなく、生存という基本的利益に関わるものであり、生活の基盤を欠いた者にとっては生死を左右する重大な権利であるため、より厳格な審査が必要であると主張した。この少数意見は、福祉国家における給付行政の拡大と、それに伴う人権保障の構造変化に対応したものであり、経済的自由・社会権・人格権が交錯する現代的権利構造への対応を迫る提起として重要な意義を有する。したがって、生存権に関する立法については、これを従来型の「社会・経済的領域規制」と見なして合理性の基準により審査するのではなく、人格的尊厳と不可分な権利として認識し、より厳格な審査基準を原則的に適用すべきである。すなわち、最低限でも中間的な審査基準（*intermediate scrutiny*）、つまり、「厳格な合理性の基準」を適用し、当該立法目的が正当かつ重要であること、そして手段との間に実質的関連性があることを要求すべきである。このような審査の深化によってこそ、司法は立憲主義の番人として、人間の尊厳に基づく生存の権利を現実保障することができるのである。

厳格な合理性の基準（*heightened rational basis test*／*rigorous rationality test*）とは、従来の合理性の基準とは異なり、立法行為に対して合憲性推定を与えず、むしろ立法目的とその達成手段との間に「実

質的関連性 (substantial relationship)」を要求するものである。この基準においては、立法目的が単なる便宜的な公益では足りず、「重要な利益 (important interests)」であることが求められ、さらにその目的を達成するために採用された手段が、仮定的または予測的な目的にとどまらず、現実の事実に基づいて整合的であるかどうか審査される。加えて、違憲性を争う当事者ではなく、政府（立法側）が目的および手段の正当性についての立証責任を負うという構造を取る点で、従来の合理性審査とは本質的に異なる。この手法は、伝統的にはLochner時代のRoyster Guano Co. v. Virginia³⁹判決のロイスター・グアノ・テストに源流を持つとされる。このテストでは、立法目的に対して手段があまりに乖離している場合に裁判所がその合憲性を否定するという形式で、立法に対する一定の統制原理を持ち込んでいたが、現代においてはさらに目的と手段との実質的整合性を重視する構造へと発展している

このような「厳格な合理性の基準」は、アメリカにおいては福祉給付訴訟等において平等保護条項の文脈を通じて導入された。典型的判例として挙げられるのが、United States Department of Agriculture v. Moreno⁴⁰のように、当該法律の主張された目的と関係があるかどうかを判断し、立法府が定めた目的に対する裁判所の審査という変化は、ロックナー型の司法審査への回復を意味し経済的自由に対する積極的な司法介入の可能性を示した⁴¹。すなわち、Moreno事件では、食券法 (Food Stamp Act) の適用対象から、同居者に血縁関係がない世帯を排除する

³⁹ 253 U.S. 412 (1920). Royster Guano Co. v. Virginia は、バージニア州が州外法人に対して課した財産税が州内法人と不平等であるとして争われた事案である。ノースカロライナ州の Royster Guano 社は、州内法人と同様の営業実態を有していたにもかかわらず、差別的な課税を受けたことが憲法修正第14条の平等保護条項に違反すると主張した。連邦最高裁は、立法による分類が合憲とされるためには、「分類と目的との間に合理的関連性 (reasonable relation) が必要である」と判示し、Royster 社の主張を認めた。本判決は、後の「厳格な合理性の基準」や「目的指向的審査」の理論的基礎となるものである。

⁴⁰ 413 U.S. 528 (1973).

⁴¹ 小林祐紀「法形成における適正手続」概念の形成—1970年代のアメリカにおける議論の意義と可能性」法学政治学論究第103号 (2014年12月) 14頁。

条項が問題とされ、合理性の基準による形式的審査が破られた。裁判所は、政府側が示した「詐欺の防止」という立法目的に対し、それが当該制限と実質的関連性を有しないことを認定し、立法目的に対して仮定的・予測的な説明がなされることを排斥した。この判決は、従来の「想定される合理的目的（conceivable basis）」に依拠する方式を否定し、立法府の意図や効果に実質的に踏み込んだ点で画期的であり、事実上、より厳格な審査枠組みを採用したものである⁴²。

もっとも、Moreno判決において明示的に「厳格な合理性審査」という用語や審査基準の階層的理論は示されておらず、また「実質的関連性」なる概念についても判例法理としての明確な根拠づけは十分でないことには注意を要する⁴³。しかし、以後の関連判例（たとえばCity of Cleburne v. Cleburne Living Center⁴⁴）でも、裁判所が特定の立法行為に対して形式的な合理性の基準にとどまらない実質審査を試みた判例が続いており、合理性の基準そのものが複層化・強度化しつつあることが確認される。このように、「厳格な合理性の基準」は、平等保護の文脈において誕生・発展してきたが、今日では社会的弱者に対する差別的立法や、生存権・福祉請求権の制限の合憲性を審査する際に用いられ得る新たな基準枠組みとして注目される。従来の合理性審査では立法裁量の広さが強調されすぎており、実質的に憲法上の権利保障が空洞化される傾向があったのに対し、厳格な合理性審査は、政府の政策を容易に合憲と判断するのではなく、最低限の合理的根拠を満たす必要があるという

⁴² 鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性（6）——日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に」北大法学論集第75巻第3・4号（2024年11月）692頁以下参照。

⁴³ 藤澤宏樹「生存権と『二重の基準』論」社会保障法18号（2003年）29頁。

⁴⁴ 473 U.S. 432 (1985)。City of Cleburne v. Cleburne Living Center (1985) は、知的障害者のグループホームに対して特別許可を求めた市の措置が、合理性の基準をもってしても違憲であると判断された画期的判例である。最高裁は、知的障害者が準疑わしい分類に当たらないとしながらも、市の判断が偏見に基づいており、「正当な政府目的」との合理的関連性を欠くとして合憲性を否定した。合理性の基準でも形式的な審査に終始せず、実質的審査が求められることを示す先例と評価される。

ことを明示した。そこで、憲法上の権利の実効性を確保するために、審査強度の中間的位置にありながらも立法を適切に統制し得る柔軟な手法として位置づけられるのである。

同様の手法は、Weinberger v. Wiesenfeld⁴⁵判決においても見られる。本判決では、遺族年金制度において「母子家庭のみに寡婦年金を給付し、父子家庭には給付しない」とする規定の合憲性が争われた。連邦最高裁は、立法目的として掲げられた「経済地位の低い女性を保護する」という趣旨が、父子家庭を排除する立法手段と実質的に整合的であるかどうかを審査し、両者の間に合理的関係がないことを理由に違憲と判断した。ここでは、仮定的な目的を想定して正当化する形式的な合理性審査ではなく、実質的な関連性（substantial relationship）を立法に対して求める構造が採られており、目的指向型の審査方法としての典型例と位置づけることができる⁴⁶。

このように、厳格な合理性の基準を採用して違憲判断に至る判決が一定数存在することは、同基準の実質的審査機能の有用性を示している。特に、社会的マイノリティや弱者に対する差別的取り扱いが問題となる場面では、従来の形式的な合理性審査では十分な人権保障が困難であることが多く、中間的審査基準としての「厳格な合理性の基準」は、生存権や福祉権の具体的実現にとって極めて意義深い枠組みとなり得る⁴⁷。しかしながら、この基準にはいくつかの理論的・実務的限界も存在する。まず、「厳格な合理性の基準」自体が明確な概念定義を欠くという点で

⁴⁵ 420 U.S. 636 (1975). Weinberger v. Wiesenfeld 判決において、合衆国最高裁は、社会保障法が母親にのみ遺族年金を支給し、父親には支給しないとする規定が、憲法修正第5条のデュー・プロセス条項に含まれる平等保護原理に違反すると判示した。原告は、働いていた妻が亡くなった後、自身が子を養育する立場にあるにもかかわらず年金を受給できない点が性差別にあたると主張し、裁判所はこの訴えを認容。立法目的（経済的に脆弱な母親の保護）と手段（母親に限定した年金支給）の実質的関連性を否定した点において、本判決は厳格な合理性の基準が適用された代表例とされる。

⁴⁶ 芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』（有斐閣・1984年）107頁、中谷実編『憲法訴訟の基本問題』（法曹同人・1989年）186-187頁参照。

⁴⁷ 中谷・同上186頁。

ある。厳格な合理性の基準を中間審査（intermediate scrutiny）と同一視するか、より独立した審査枠組みとみなすかについて学説上の見解は分かれている。また、具体的な審査要素や適用基準が明確に判例法理として整理されているわけではなく、各判事の個別判断に委ねられる余地が大きいという問題もある。たとえば、U.S. Railroad Retirement Board v. Fritz⁴⁸では、退職年金の給付対象者の分類が問題となったが、ブレナン（William J. Brennan）裁判官は中間審査を採用し、立法の不整合性を問題視して反対意見を提出した。一方で、スティーブンス（John Paul Stevens）判事は同じ中間基準の枠組みを取りつつも、立法目的との関連性を肯定し、合憲と判断した補足意見を提出した。このように、同一の審査基準を採用しながらも、判事によって異なる結論が導かれるという状況は、基準そのものの曖昧さと予測不可能性を示すものであり、法的安定性（legal certainty）という法治国家の基本原則と抵触するおそれを孕んでいる⁴⁹。

また、厳格な合理性の基準の適用根拠としては、主に「福祉の重要性」や「生存の不可欠性」が挙げられるが、アメリカ憲法においては、依然として「権利価値の序列（hierarchy of rights）」の枠組みが支配的であり、精神的自由（表現の自由、信教の自由等）に比べて、経済的自由や福祉の権利は劣後するという観念が根強い⁵⁰。そのため、生存権や福祉権に関する立法に対しては、なお合理性の基準が適用されがちであり、その限界を超えて厳格な審査を導入するためには、権利概念そのものの再定義が必要とされる。言い換えれば、生存権が人格的自律の基盤であり、人間の尊厳を支える不可欠な権利であるとすれば、その憲法上の価値は精神的自由権に劣後するものではなく、むしろ同等以上の審査強度

⁴⁸ 449 U.S. 166 (1980). 鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性（6）——日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に」北大法学論集第75巻第3・4号（2024年11月）688頁参照。

⁴⁹ 藤澤宏樹「生存権の違憲審査基準論の再検討」法律時報75巻10号（2003年9月）86頁、君塚正臣「性差別とアメリカ合衆国最高裁判所——中間審査基準の再検討」阪大法学41巻1号（1991年）297-298頁。

⁵⁰ 藤澤宏樹「福祉受給権と『二重の基準』論」福島高専研究紀要39号（1999年）162頁。

が要請されるべきである。このような視点は、アメリカに限らず、ドイツ連邦憲法裁判所が「人間の尊厳」と生存の保障を不可分に結びつける Hartz IV 判決⁵¹でも確認されており、比較憲法的に見ても支持され得る方向性である。

日本においては、最高裁判所は一貫して広範な立法裁量論を採用し、生存権をめぐる訴訟に対しては、緩やかな違憲審査基準、すなわち合理性の基準を適用してきた。しかしながら、学界においては、このような審査基準の甘さに対して批判が少なくない。特に堀木訴訟における判示が、生存に関わる重要な利益に対して形式的な合憲判断にとどまっている点について、生存権という人権の重要性に照らして、より厳格な合理性の基準を適用すべきとの主張が広く存在する⁵²。とりわけ、差別的効果を伴う立法（併給禁止等）においては、実質的平等原則と憲法25条の交錯点としての再評価が必要とされる。

この点を考える上で、収入認定と保護変更決定の違法性を認めた中嶋学資保険裁判訴訟判決が注目される。この判決では、生活保護法が「最低限度の生活」の補填を目的とする制度であり、本来は支給された保護費を貯蓄に回すことは想定していないとしつつも、保護の実施においては個別需要との完全な一致が困難であることから、被保護者の合理的運用が認められると判示した。とりわけ、本件におけるような、最低限度の生活を維持した上での進学費用の蓄積は、生活保護法の趣旨に反しな

⁵¹ BVerfGE 125, 175. 2010年2月9日、ドイツ連邦憲法裁判所は、最低生活保障制度（Hartz IV）の給付水準とその算定方法が、基本法第1条「人間の尊厳」と第20条「社会国家原則」に違反するかを審査し、給付額の根拠が不明確であるとして違憲と判断した。本判決は、人間の尊厳の保障には、単なる物理的生存だけでなく、社会的・文化的参加を含む「尊厳ある生活」の保障が不可欠であるとし、そのための最低限度の給付水準は立法府に裁量があるものの、客観的根拠に基づき合理的に算定されなければならないと述べた。このように、裁判所は抽象的な価値理念にとどまらず、立法府の裁量を拘束しうる具体的な審査を行うべきことを明示し、生存保障と人間の尊厳を不可分の関係として初めて明確に位置づけた点で、社会権保障における画期的な判決である。

⁵² 戸松秀典「堀木訴訟最高裁判決と立法裁量論」ジュリスト773号（1982年9月）13頁。

いものであるとして、保護費を減額した行政処分は違法であると結論づけた⁵³。このように、最高裁は従来の「明白性の原則」（明白に不合理でなければ合憲）のような緩やかな審査基準を退け、裁判所が最低限度の生活の保障に対してより生活実態に踏み込んだ審査姿勢を示したと評価される。こうした動きは、生存権を内容に応じて階層化し、依存度の高い部分にはより厳格な審査基準を適用するという「生存権の二元構造」理論に接近するものである。すなわち、生存権を、①生命に直結する「緊急的生存権」、②憲法が要求する「最低限度の生活保障（生活権）」、③生活の質的向上を目指す「生活向上権」に分類し、それぞれの性質に応じて審査基準を調整する立場である。この理論においては、③の「生活向上権」は国家の努力目標にすぎず、立法府の裁量が広く認められる一方、②の「生活権」には客観的かつ絶対的な水準が要請され、裁判所がより実質的な審査を行う責務があるとされる。

もっとも、ここで問題となるのは、「厳格な合理性の基準」自体の曖昧さと予測不可能性である。確かに、Moreno判決やWeinberger判決など、アメリカにおける厳格な合理性の基準の採用は、生存に関わる法的利益に対するより厳密な審査の可能性を示した。しかし、日本においてこれを準用しようとする際には、その基準が実質的に従来の合理性審査とどのように異なるのかを明確にする必要がある。立法目的とその達成手段の「合理的関連性」とは何か、どの程度の関係性を要するのか、またその立証責任を誰が負うのか、また、それぞれの審査基準の主張や厳格な合理性の審査基準を採用する根拠などの点についての説明がまだ不十分だと思われる⁵⁴。

⁵³ 最高裁第3小法廷平成16年3月16日民集第58巻3号647頁。本件は、生活保護受給者が子供の高等学校進学費用を賄うために学資保険に加入し、満期保険金を受け取ったところ、福祉事務所がこれを収入と認定し、生活保護費を減額したことの適法性が争われた事案でる。

⁵⁴ 藤澤宏樹「生存権の違憲審査基準論の再検討」法律時報75巻10号83-84頁を参照。藤澤は、生存権の違憲審査基準の学説を、①一元説、②二元説、③プロセス一元説の3種類に区分している。「一元説」は芦部信喜に代表されるもので、生存権を抽象的な権利であるとし、二重の基準を修正して中間的な審査基準を適用する、すなわち生存権については、一体的に「厳格な合理性の基準」を適

さらに、憲法訴訟における「権利価値の序列」の観点からは、一般に表現の自由や信教の自由といった精神的自由権のほうが高位の価値を有すると解されており、生存権や福祉権はそれに劣後するとの見解が支配的である。この構造のもとでは、いかに生存権が不可欠な権利であるとしても、裁判所が審査強度を高めることには制度的制約が伴う。したがって、「厳格な合理性の基準」も、それが理論的に明確でなければ、結果として合理性の基準と実質的に変わらない緩やかな審査となり、生存権の保障にとって十分に機能しないおそれがある。このように、日本においては、「厳格な合理性の基準」を福祉領域に適用するにあたり、その審査枠組みの理論的確立と明確化が依然として課題であり、生存権保障の強化のためには、さらなる憲法理論と判例法の発展が求められる。

用する、という説である。立法目的と目的達成手段の間に、実質的な関連性が求められることになる。芦部信喜『憲法判例を読む』（岩波書店・1987年）107頁、161頁。「二元説」は、中村睦男に代表されるもので、それによれば、生存権を「最低限度の生活保障」と「より快適な生活保障」に分け、「最低限度の性格」には少なくとも「厳格な合理性の基準」を適用し、「より快適な生活」には「より緩やかな審査基準」を適用する、という説である。藤澤のまとめによれば、それぞれの生活保障に応じて適用される審査基準については諸説があり、たとえば横田耕一は、「最低限度の生活」に「厳格な審査基準」を適用し、「より快適な生活」に「厳格な合理性の基準」を適用すべきであるとし、浦部法穂は、「最低限度の生活」に「厳格な審査基準」を、「より快適な生活」に「合理性の審査基準」を適用すべきであると主張している。このように、二元説は、立法府の裁量を制限しようと試みたものだが、論者によって様々な審査基準が主張されている。一方、松井茂記の「プロセス一元論」は、実体的な価値序列に基づいている一元説や二元説とは異なるものである。すなわち、憲法を民主主義の統治手続きの文書と捉え、生存権のような問題は政治プロセスで解決すべきであるとする立場である。生存権が政治参加に不可欠ではないことから、司法府は緩やかな審査基準を適用すべきであるとされる。この見解においては、憲法が実体的価値を宣言する文書というよりも、民主主義の統治手続きの文書であると理解される。したがって、生存権の保障の問題は、立法府の判断に委ねられるべきであり、司法府の介入は最小限に抑えられるべきであるとされる。松井茂記『日本国憲法〔第2版〕』（有斐閣・2002年）531-532頁、松井茂記「違憲審査基準論」ジュリスト『憲法の争点〔第3版〕』（1999年）255頁を参照。

（3）厳格の審査基準の検討

厳格な審査基準（strict scrutiny test）は、合衆国憲法における違憲審査基準の中で最も厳しいものとされ、単に立法目的が「正当(legitimate)」または「合法的 (lawful)」であるだけでは不十分であり、立法が「やむにやまれぬ利益 (compelling governmental interest)」を追求するものでなければならないとされる。また、目的と手段の関係性についても、単なる合理的関連性では足りず、「必要不可欠 (necessary)」あるいは「厳密に仕立てられている (narrowly tailored)」、「完全に合致する (perfect fit)」といった、極めて高い適合性が求められる。さらに、違憲性についての立証責任は政府側に課され、裁判所は当該立法に対して合憲性の推定を与えない。このように、厳格な審査基準は、政府による自由制限に対し、司法が積極的に合憲性を吟味するための道具として位置づけられている。この基準は、United States v. Carolene Products Co.⁵⁵ におけるストーン(Harlan Fiske Stone)判事による有名な「脚注4 (Footnote 4)」にその起源を有するとされる。同脚注において、ストーン判事は、「経済規制に対しては合憲性を推定する立場を取るが、一定の状況、すなわち①憲法上の基本権の制限、②民主的政治過程の制限、③社会的に孤立した少数者に対する差別的立法においては、司法はより慎重かつ厳密な審査を行うべきである」と指摘した。この見解は、その後の合衆国憲法判例法における二重の基準論の形成に重要な影響を与えた。

具体的には、①の「基本的権利」には、合衆国憲法修正条項に明記された自由権（信教の自由、表現の自由、移動の自由など）が含まれ、②の「民主政過程における重要な権利」には、選挙権、投票権、政治的結社の自由などが含まれる。そして③の「孤立及び隔離された少数者 (discrete and insular minorities)」とは、人種・民族・出自などを理

⁵⁵ 304 U.S. 144 (1938). United States v. Carolene Products Co. は、連邦政府が「加脂粉乳(filled milk)」の販売を禁止した法律が合憲かが争われた事案である。最高裁は、立法目的と手段に合理的関連性があれば合憲とする「合理性の基準」を用い、連邦政府の規制を合憲と判断した。本判決で注目されたのはストーン判事の「脚注4」であり、経済的立法には緩やかな審査で足りる一方で、より厳格な審査が必要とされる可能性が示唆された。

由に歴史的差別を受けてきた集団を指し、これらに対する立法による不利益取扱いは、特に厳格な審査を受けるべきとされる。このように、厳格な審査基準が適用される範囲は、「基本的権利の制限」および「疑わしい区分 (suspect classification)」が問題となる場合に限定される⁵⁶。代表的な判例としては、信教の自由を扱った *Sherbert v. Verner*⁵⁷ や、学校における人種差別を違憲と判断した *Brown v. Board of Education*⁵⁸、また、政治的権利をめぐる *Reynolds v. Sims*⁵⁹ などが挙げられる。

一方で、福祉受給権や生存権のような社会権的性質を有する権利については、アメリカ憲法には明文の保障規定が存在せず、したがって厳格

⁵⁶ 許慶雄「現代人権體系中平等原則之研究(上)」中正大學法學集刊第六期(2002年)184頁を参照。

⁵⁷ 374 U.S. 398 (1963). *Sherbert v. Verner* 判決において、連邦最高裁は、土曜日の安息日を理由に職を辞したセブンスデー・アドベンチスト信者が失業保険の給付を拒否されたことが、第一修正による信教の自由を侵害するかが争点となった。判決は7対2で、国家が宗教的行為を理由に不利益を課すことは厳格な審査の対象となり、「やむにやまれぬ政府の利益 (compelling governmental interest)」がなければ制限は許されないとした。本判決は、信教の自由に対して厳格審査基準を明示的に適用した初期の重要な事例であり、基本権制限に対する審査枠組みの精緻化に大きな影響を与えた。

⁵⁸ 347 U.S. 483 (1954). *Brown v. Board of Education* 判決において、連邦最高裁は、アメリカ各州の公立学校における人種分離制度が、憲法修正第14条の平等保護条項に違反すると判断した。従来の「分離すれど平等 (separate but equal)」原則を採った *Plessy v. Ferguson* (1896) を明確に否定し、人種の隔離が本質的に不平等であることを認定した。本判決は、アメリカにおける公民権運動の法的出発点とされ、厳格な審査基準の適用により、被差別少数者の権利保護における憲法解釈の大きな転換点となった。

⁵⁹ 377 U.S. 533 (1964). *Reynolds v. Sims* 判決において、連邦最高裁は、アラバマ州の州議会選挙区が著しく人口不均衡であったことが、憲法修正第14条の平等保護条項に違反するかを審査した。裁判所は、州議会の選挙においても「一人一票 (one person, one vote)」の原則が適用されると判示し、人口に基づいた選挙区割りの必要性を強調した。本判決は、民主的代表制の根幹にかかわる重要な判例として位置づけられ、投票価値の平等原則を確立した。また、司法が選挙制度に介入しうる積極的審査の範例とされ、厳格な審査基準の適用領域を拡大した点でも注目される。

な審査基準が当然に適用されるとは限らない。この点について、*Jefferson v. Hackney*⁶⁰では、福祉制度における人種の差別の主張がなされたにもかかわらず、最高裁は当該規制を「経済政策」に分類し、疑わしい区分にも基本権制限にも該当しないとして、合理性の基準を適用して合憲と判断した。このように、福祉政策が厳格審査の対象となるためには、当該制度が疑わしい分類または基本権制限に該当することを明示的に立証する必要がある。

このほか、厳格な審査基準を引き出せるのは、基本的権利に関わる部分である。しかし、どのような権利が基本的権利に当たるかが問題となる。各判例からみれば、居住移転の自由、選挙権、プライバシー権などの権利は、憲法上明記された権利ではないが、性質上、政治参加過程において不可欠な権利であり、また、現在の自由や平等の理念の重要な基礎であることもあるので、当然に手厚い保護を受けるべきである。したがって、基本的権利に対して厳格な審査基準を適用すべきである。アメリカの*Shapiro*判決と*Maricopa County*判決は基本的権利に関わる典型的な判例だといえる。連邦最高裁は、州際移動の自由を憲法上の基本的権利として、居住資格の制限に厳格な審査基準を用いて違憲と判示した。これにより、福祉受給権も連帯して基本的権利と見なされる可能性がある。そもそも本質的人権には、憲法上の明文規定がないので、それが憲法規範として確立するためには、裁判所が繰り返し確認する必要がある。基本的権利は、その権利自体が人権の基本的かつ核心的価値であるので、明文は必要ないといわれる。*Shapiro*判決においても、「州際移動の権利の源泉(source)を特定の憲法上の規定に帰する理由を示す必要はない」

⁶⁰ 406 U.S. 535 (1972). *Jefferson v. Hackney* 判決において、合衆国最高裁は、テキサス州の公的扶助制度において、特定の福祉プログラム（AFDC、老人・盲人扶助など）に対する支給水準が異なっていたことが、憲法修正第14条の平等保護条項に違反しないと判断した。原告は、有色人種が多く利用するAFDCプログラムの給付水準が低いことが人種差別的であると主張したが、裁判所は立法裁量を重視し、合理性の基準を適用して州の政策を是認した。本判決は、福祉政策が疑わしい区分（suspect classification）に該当しない限り、厳格審査の対象とならないことを示す代表例であり、経済的立法への司法の抑制的態度を再確認するものである。

と述べられている。また、Steward裁判官も、United States v. Guest判決において、「ある州から他の州へ移動する憲法上の権利は……連邦制の結合という概念にとって基本的な位置を占めている。それは、強固に確立し、そして繰り返し認められている権利である」と述べた。したがって、たとえ憲法上明記されていないとしても、そもそも初歩的、基礎的（elementary）な権利の性質は、憲法制定の際にすでに憲法と密接に結びついている付随物である。そして、移動の自由が憲法上の基礎的権利として扱われているのは、長い間認められてきて初めて基本的な権利となったからであり、手厚い保護を受けているのである。

この点を示す典型例が⁶¹、Shapiro v. Thompson⁶²およびMemorial Hospital v. Maricopa County⁶³である。Shapiro判決では、生活保護受給資格に1年間の居住要件を課す州法が争われたが、連邦最高裁はこれを州際移動の自由（right to interstate travel）に対する違憲な制限とみなし、厳格な審査基準により違憲と判断した。同様に、Maricopa County判決では、公的医療支援の受給に関して同様の居住要件が課されていたが、これもまた「州際移動の自由」に対する過剰な制限として違憲とされた。このように、州際移動の自由は合衆国憲法に明文で規定されていないにもかかわらず、判例法を通じて「基本的権利」として確立され、手厚い保護の対象とされている。Shapiro判決では、「州際移動の自由の源泉（source）を特定の条項に帰属させる必要はない」と明言されており、憲法上明記されていない権利であっても、その性質が初歩的かつ基礎的（elementary）なものであれば、判例によって憲法規範として確立されることが示されている。さらに、United States v. Guest⁶³において、

⁶¹ 394 U.S. 618 (1969).

⁶² 415 U.S. 250 (1974).

⁶³ 383 U.S. 745 (1966). United States v. Guest は、アフリカ系アメリカ人への嫌がらせを行った白人グループに対し、州間移動の自由を侵害したとして連邦政府が起訴した事件である。合衆国最高裁は、州間移動の自由が憲法により保障される基本的権利であると明示し、たとえ憲法上に明文がなくとも、市民としての地位に基づいて保障されると判示した。また、私人の行為であっても、州が関与または黙認していた場合には憲法違反が成立し得ると認定し、公権力と私的行為の責任の境界を拡張する重要な判例となった。

スチュワート判事は、「州から他の州への移動という自由は、連邦制度の核心に位置づけられており、それはすでに強固に確立されたものである」と述べている。これらの判例から導かれるのは、「明文の有無」に依存するのではなく、「その権利がどれだけ根本的な価値を有しているか」が審査基準を決定する鍵であるという憲法理論の方向性である。このような枠組みをもとにすれば、生存権や福祉受給権もまた、明文がなくとも一定の条件を満たせば基本的権利として判例上確立されうる。とりわけ、人間の生命と尊厳に直接関わる「最低限度の生活の保障」は、自由権の要素と社会権の要素を併せ持つ複合的権利として理解されるべきであり、それが初歩的かつ基礎的な権利（elementary rights）である限り、厳格な審査基準の適用も理論的に十分正当化され、たとえ憲法上明記されていないとしても、このような権利の性質は、憲法制定の際にすでに憲法と密接に結びついている付随物であり、移動の自由のように、長い間認められてきて初めて基本的な権利となったから手厚い保護を受けている可能性が十分あるだろう⁶⁴。

そのため、福祉受給権が給付請求権として法的性質を有するか否かは、それが憲法上の「基本的な権利」として扱われるかどうかを判断する際の重要な要素となる。もし給付請求権として認定されるならば、個人が国家に対して具体的給付を求めうる法的根拠が生じることとなり、その制限には相応の違憲審査基準が課されることになる。しかし、上述のアメリカ合衆国判例、とりわけShapiro v. ThompsonやMemorial Hospital v. Maricopa Countyなどでは、福祉制度へのアクセスが争点となりつつも、裁判所は福祉受給権自体が基本的権利に該当するかどうかについて明確な判断を示していない。すなわち、福祉受給の制限に対して厳格な審査が適用されたのは、州際移動の自由など他の基本的権利の制約が認められたからであり、福祉受給権そのものが基本権として認められたわけではない。

一方、学説においては、チャールズ・ライク（Charles A. Reich）が1964年の論文「新しい財産（The New Property）」において、現代福

⁶⁴ 藤澤宏樹「福祉受給権と『二重の基準』論」福島高専研究紀要39号（1999年）160頁。

社国家において給付はもはや政府の恩恵ではなく、法的に保護された「新しい財産」= 正当な権利性を持つ資格 (entitlement) であると提唱した。これは、行政裁量に基づく福祉給付の恣意的な停止に対して司法的コントロールを及ぼす根拠となる理論であり、後にGoldberg v. Kelly判決で、公的扶助の受給資格は「新しい財産」としてデュー・プロセスによる手続的保障の対象となるとされたことで支持された。また、フランク・マイケルマン (Frank I. Michelman) は、社会的な平等を実質的に担保するためには、単なる形式的平等の保障では不十分であり、福祉権 (welfare rights) は憲法秩序に内在する不可欠な構成要素であると主張し、その理論的基礎を提示した⁶⁵。とはいえ、これらの学説が示す方向性がそのまま最高裁の判例法理に結びついているわけではない。

実際には、Dandridge v. Williams以降の一連の判決において、合衆国最高裁は一貫して、福祉給付に関する立法については立法裁量を尊重し、合理性の基準 (rational basis test) による形式的な審査を採用しており、福祉受給権を憲法上の基本的権利と認める方向には踏み出していない。つまり、福祉を受けることの法的保障は、あくまでも立法に依存する領域であり、憲法に明文規定が存在しない以上、それを基本的権利として確立するには限界があるという司法判断が支配的である。合衆国最高裁が憲法上の福祉権 (生存権) の必要性を否定していることは明確である⁶⁶。したがって、福祉受給権を「基本的権利」として明確に保障するためには、憲法典における明文規定の存在が望ましい。実際、アメリカのように生存権条項を欠く国においては、たとえ学說的に権利性が支持されていても、それが直接的に違憲審査の基礎とはならず、司法的救済の道は限定的にならざるを得ないのである。

しかしながら、日本国憲法には明文で生存権条項 (第25条) が規定さ

⁶⁵ 坂田隆介「アメリカにおける福祉権論」立命館法学通巻第393・394号 (2021年3月) 389頁以下を参照。

⁶⁶ 合衆国最高裁は、たとえばLindsay v. Normet, 405 U.S. 56, 74 (1972). において、一定水準の住宅を提供してもらう権利を否定し、Lavine v. Nilne (424 U.S. 577, 585 n.9 (1975)) においては、福祉権を基本的権利として認めなかった。また、DeShaney V. Winnebago, 489 U.S. 196 (1989). では、積極的請求権がデュー・プロセスから導き出されることが否定されている。

れているため、アメリカのように、裁判所が繰り返し判決を通じてその権利性を確認し、判例法理として定着させる必要はない。すなわち、生存権はすでに憲法上の権利であり、その保障の実効性を確保する責務は、立法府のみならず、司法府にも課されていると解すべきである。現時点において、日本の裁判所が生存権に対して厳格な審査基準を適用した判例は存在しないが、学説上はその必要性が強く主張されている。たとえば、大須賀明は、違憲審査の対象となる社会福祉立法が公的扶助的性格や機能を持つ場合には、憲法14条の平等原則に照らして「厳格な審査」の適用が妥当であり、反対に裁量的性格の強い立法には「比較的緩やかな審査」が適用されるべきであると提言している⁶⁷。特に、「最低限度の生活」を保障する制度が制限・排除される場合には、立法目的や手段の正当性を精密に吟味する高度な審査が不可欠であるといえよう。

基本的な権利の観点からすれば、生存権が憲法上の基本的権利であるか否かは、それが人間の生存に不可欠な初歩的かつ基礎的な権利としての性質を有するかどうかによって判断されるべきである。すでに述べたように、生存権は一方で国家に積極的給付を求める社会権的側面を持ちながらも、他方で生命権に基づく自然権的性格も内包している。仮に人間が生存できなければ、表現の自由や平等権など、他のあらゆる基本的人権を享有することはできない。したがって、生存権は自由権と同等、あるいはそれ以上に、憲法秩序にとって中核的な意義を持つ基本的権利である。ゆえに、生命に直接関わる福祉受給の領域、すなわち「最低限度の生存権」については、自由権的であれ社会権的であれ、その制限には厳格な審査基準を適用すべきである。これに対して、「生活(向上)権」のように最低限度を超える生活条件の実現に関わる部分については、国力や政策的選択を尊重し、国家に努力義務としての立法的対応を促すにとどまるべきである。ただし、その制限が人格の尊厳に重大な影響を及ぼす場合には、裁判所は個別の事案に即して審査基準を柔軟に調整すべきであろう。このように、生存権の保障に関しては、対象となる利益の性質や個人の依存度、制限の程度に応じて、審査の強度を段階的に構成する必要がある。とりわけ最低限度の生活にかかわる立法に対しては、

⁶⁷ 大須賀明『生存権論』（日本評論社・1987年）275-276頁。

従来の合理性の基準では不十分であり、人格の尊厳に基づいたより実質的な審査が求められる。今後は、憲法25条の規範的内容に即して、厳格な審査基準の適用可能性を正面から検討する余地があるといえよう。

(4) 生存権および二重の基準論

すでに触れたように、二重の基準論とは、司法が違憲審査を行う際に、対象となる自由の性質に応じて審査強度を変化させるという理論であり、特にアメリカ合衆国における判例法理を通じて発展してきた。その核心は、精神的自由（表現の自由、信教の自由など）を規制する法律に対しては、より厳格な審査基準（strict scrutiny）を適用し、他方で経済的自由や財産権を規制する法律に対しては、立法裁量を尊重した緩やかな審査基準（rational basis test）を用いるという区別にある。このような区別は、人権の価値の序列に依拠しており、精神的自由が民主的政治過程における核心的地位を占め、「優越的地位（preferred position）」を持つとされてきたことに由来する。しかし、生存権のような社会権の領域においては、こうした二重の基準論は十分に機能しているとは言い難い。たとえば、アメリカにおける福祉受給権に関する *Dandridge v. Williams* などの判例においては、その権利性が肯定されたとしても、それが経済的自由や財産権の一種と解される限り、裁判所は合理性の基準を適用し、立法府の広範な裁量を容認する傾向にある。その結果、社会保障制度の設計に対する司法的統制は極めて限定的なものとなり、生存権の実質的保障は立法府の判断に委ねられることになる。

仮に、生存権や福祉受給権に対して厳格な合理性の基準のような中間的審査基準を適用したとしても、その基準の内容が曖昧で、判例上の運用も一貫性を欠くため、審査基準としての実効性は乏しい。たとえば、*Moreno* 判決は、表向き合理性審査を用いながらも、立法目的の真偽に踏み込み、立法の排除的性質（血縁要件）を違憲としたが、このような厳格化された合理性審査は例外的であり、一般化には限界がある。したがって、福祉受給権を「財産権」または「経済的権利」に分類し、ほぼ無干渉な合理性の基準の下で扱う限り、福祉権論の構築は司法的にほとんど意味を持たなくなる。二重の基準論の枠内に社会権を収めることは、生存権の実質的保障に資するとは限らない。むしろ、生存権の特質、つ

まり、人格的尊厳に根差した、人間の存在の基礎的保障としての側面に着眼し、それにふさわしい独自の審査枠組みの確立が求められるのであり、これは従来の自由権中心の基準体系を再構成する契機となりうる。

日本における生存権に関する違憲審査基準の運用も、基本的にアメリカの二重の基準論に類似する構造をとっている。すなわち、生存権は日本国憲法第25条に明文で規定された権利であるにもかかわらず、その司法的取扱いにおいては、立法裁量論の強い影響を受け、緩やかな審査基準が適用されてきた。とりわけ、生存権の自由権的側面が重視されたとしても、それが精神的自由や人格的自由の基礎を支える「経済的自由の一部」として解釈される限りにおいては、当該法規制に対する違憲審査においては合理性の基準が適用され、結果として実質的審査が回避される構造となっている⁶⁸。この点を示す具体例として、小売業調整特別措置法事件⁶⁹が挙げられる。同事件において、最高裁は、既存小売業者を過度の競争から保護する目的で中小小売業者に店規制を課す立法行為が、憲法29条の財産権の保障に反しないかが争点となった。このとき最高裁は、「明白に不合理であると認められない限り違憲とはいえない」とする「明白性の原則」を採用し、合憲と判断した。すなわち、財産権に対しては立法目的との合理的関係があれば、司法がその内容に深く立ち入ることはしないという態度が明確に示された。

ところが、災害被害者の個人補償や社会的弱者に対する最低生活の保障といった領域では、財産権の保障が生存権の実現に不可欠な手段となる場合がある。たとえば、非保護者に対する財産的支援がなければ、その者の生存権が保障されないような事例において、形式的に財産権に「明白の原則」を適用することは、実質的には生存権を否定する結果を招きかねない⁷⁰。このように、生存権を財産権や経済的自由の延長線上にあ

⁶⁸ 藤澤宏樹「生存権の違憲審査基準論の再検討」法律時報75巻10号(2003年9月)85頁。

⁶⁹ 小売業調整特別措置法事件（最大判昭和47（1972）年11月22日刑集26巻9号586頁）。

⁷⁰ 横山信二「社会権の実現と行政法学——憲法学、社会保障学、財政法学の狭間で」公法研究59号（1997年）325頁。

る権利として取り扱い、合理性の基準による形式的な審査を一律に適用することは、現実の生活保障の要請に応えきれないという深刻な問題を内包している。したがって、生存権に基づく給付的請求権については、少なくとも人格の尊厳を実現するために不可欠な場面において、より実質的な審査枠組みの構築が必要であるといえよう。

これは、そもそも生存権の権利分類自体が極めて困難であることを示している。二重の基準論においては、人権の価値は人格的自律との関係性に基づいて位置づけられ、精神的自由は人格形成の核心をなす自由として「優越的地位」を与えられ、これに対する規制には厳格な審査基準が適用される。他方で、経済的自由はその重要性が相対的に低いとされ、合理性の基準にとどまる。しかし、人権の価値を一律に人格的自律との結びつきの強弱で序列化すべきかどうかは疑問がある⁷¹。たとえば、生存権は人格的自律の前提である「生きること」自体を保障するものであり、他の基本的人権の享有もまたそれに依拠する。そうであれば、精神的自由が経済的自由よりも人格的自律と「より深く」結びつくという前提にも再考の余地がある。したがって、このような問題提起は、二重の基準論の構造を生存権保障の領域に機械的に適用することの理論的境界を示している。むしろ、生存権は自由権的価値と社会権的価値の双方を内包し、それらを二元的に切り分けることが難しい複合的な権利であるという点にこそ、現代的な憲法解釈の出発点を見出すべきであろう。

たしかに、立法裁量を縮減し、合理性の基準の適用を回避する手段として、生存権を「最低限度の生存権」と「生活向上権」に機能的に二元化するという考え方には一定の合理性がある。最低限度の生存権に対しては、人格の尊厳に直結する権利として厳格な審査基準を適用することで、司法的保護の実効性を高めることが可能となる。しかし、厳格な審査基準の適用は、生存権の保障内容を深化させると同時に、従来の人権審査枠組みである二重の基準論の再検討を不可避にする。なぜなら、二重の基準論の下では、福祉に関する立法は「経済的自由」あるいは「財産権」の領域に分類されがちであり、その結果として、合理性の基準が機械的に適用される傾向があるからである。このように、生存権に厳格

⁷¹ 松井茂記『日本国憲法〔第2版〕』（有斐閣・2002年）113頁。

な審査を導入するためには、個別の基準適用にとどまらず、二重の基準論そのものの適用構造を再構成する必要がある。そうでなければ、生存権の実効的保障は制度的にも理論的にも実現困難である。言い換えれば、二重の基準論の適用を排除しない限り、各種の福祉規制立法は経済的権利の領域に分類されることになり、生存権の問題に対して厳格な審査基準が適用されることは期待できない⁷²。

しかし、生存権を非経済的権利として位置づけ、これに厳格な審査基準を適用することは、必ずしも容易ではない。たとえば、合衆国最高裁はDandridge v. Williams判決において、福祉受給権が経済的権利とは異なる性格を有することを一定程度認めながらも、自由権に関する二重の基準論の影響の下で、精神的自由ではなく経済的自由の領域として、極めて緩やかな合理性の基準を適用している⁷³。以降の諸判例においても、憲法に福祉受給権が明記されていない状況の中で、平等保護条項などを通じて一定の司法的救済がなされる余地があるとはいえ、その射程は、受給要件に不合理な差別的取扱いが認められる場合に限定されている。したがって、人々の「最低限度の生活」を制度的に保障すべきもっとも確かな根拠は、やはり憲法典における明文の生存権条項の存在に求められるべきである。日本国憲法第25条のような生存権の明記は、生存権保障の理論的基盤を提供し、違憲審査における審査基準の強化を正当化するうえでも不可欠である。

ゆえに、生存権の司法的審査が制度的に弱体化することを防ぐためには、従来の二重の基準論の枠組みを乗り越える必要がある。そして、生存権の自由権的側面を理論的に深めるとともに、藤澤宏樹の指摘するように、生存権を自由権の土台として捉え直し、生存権の自由権的基礎づけだけではなく精神的自由・経済的自由を含む自由権体系そのものを、生存権的視点から再構成することが今後の憲法理論に求められている。

⁷² 松井・同上注、113頁。

⁷³ 藤澤宏樹「生存権と『二重の基準』論」社会保障法18号（2003年）30頁。

5. 小括

アメリカにおける福祉受給権に関する判例の分析から、以下の点が明らかとなった。

第1に、アメリカでは現在に至るまで福祉受給権を憲法上の権利とは明示的に認めておらず、そのため平等保護条項やデュー・プロセス条項など、他の憲法規定を通じてその保障が間接的に試みられているにすぎない。特にGoldberg v. Kelly 判決においては、手続的保障の重要性が強調されたが、Mathews v. Eldridge 判決以降は手続基準の柔軟化と共に、その保障は相対化されてきた。

第2に、違憲審査基準の適用において、合理性の基準が福祉関連立法に対して広く用いられており、司法府は合憲性を推定する態度を取り続けている。このため、実質的な審査が行われず、福祉受給権は「制度上の便宜」または「恩恵」として扱われており、プログラム規定説に近い運用実態が見受けられる。また、合理性の基準はその定義においても「想定しうる目的が存在すればよい」とされ、極めて寛容な審査となることから、実質的な救済に繋がる余地は極めて限定的である。

第3に、厳格な合理性の基準についても、判例における採用は見られるものの、その構造や判断枠組みは未だ明確でなく、立法目的と手段との「実質的関連性」や「重要な利益 (important interest)」という概念自体が不安定であり、司法判断の予測可能性を欠く結果となっている。したがって、違憲審査における中間的基準としての有効性も限定的であり、福祉受給権を実質的に救済する制度とはなり得ていない。

第4に、厳格な審査基準は本来、基本的権利や孤立し隔離された少数者に対して適用されるべきものであるが、福祉受給権はそのような対象とはみなされておらず、Shapiro v. Thompsonのような判例を除き、厳格な基準が恒常的に適用される例は乏しい。これは、アメリカ憲法に生存権を明示する条文が存在しないという制度的限界に起因していると言えよう。

これに対して、日本国憲法は第25条において生存権条項を明記しており、形式的には他国に比して強い保障を有する。しかしながら、日本の最高裁判所は、堀木訴訟や朝日訴訟に見られるように、生存権に対して請求権性を積極的に認める判断を示さず、立法裁量の範囲に属するもの

として、形式的に合理性の基準を適用するのみである。この点において、日本の司法判断もまた、生存権の実効的な保障には至っていない。したがって、生存権の保障を実効性ある制度として確立するためには、まず、生存権を単なる指針的規定（プログラム規定）ではなく、主観的権利として解釈し、個人が国家に対して具体的な給付を請求できる法的地位を明確化する必要がある。そのためには、生活保障における請求権性の承認とともに、立法不作為に対する違憲確認訴訟の可能性を含む、司法的救済の制度化が不可欠である。また、従来の「精神的自由対経済的自由」という二元的分類に基づく違憲審査基準の適用枠組みを見直し、生存権が個人の尊厳や人格的自律と密接に関わる権利であることを踏まえ、その価値を表現の自由などと同様に基本的人権の中核に位置づけるべきである。この観点から、少なくとも「最低限度の生活」を保障する立法に関しては、立法裁量を実質的に縮減し、厳格な審査基準を原則とする必要がある。

さらに、年金制度における併給の制限や、低所得者向けの給付制度における差別的取扱いなど、生活の根幹に関わる具体的政策に対しては、単なる経済政策としてではなく、憲法に基づく人権保障の問題として捉え、個別的かつ実態的な審査を遂行する司法の態度が求められる。そして、生存権の保障構造を自由権と社会権の対立構造から脱却し、両者が補完し合う権利体系として再構成する必要がある。すなわち、表現の自由の実現のためには一定の生活基盤が不可欠であるように、福祉的保障は自由権の前提条件として機能し得るものであり、両者の相互依存性を前提とした憲法解釈が今後求められる。

最後には、結論として日米の比較から導き出されることは、憲法上に生存権を明示することの制度的意義と、それを実効あるものとするための司法的枠組みの必要性であると考ええる。とりわけ、日本においては、憲法上明記された生存権を現実の生活保障において具体化するために、請求権性の承認、立法不作為に対する訴訟の導入、審査基準の厳格化など、制度的な改革が求められる。そのような改革によってこそ、福祉受給権は真に「権利」として重視され、自由権と並び立つ人権としての地位を確立することができるであろう。